原子力規制委員会 殿

広島市中区小町4番33号中国電力株式会社 代表取締役社長執行役員中川賢剛

工事計画認可申請書の一部補正について

平成25年12月25日付け電原設第69号をもって申請いたしました島根原子力発電所第2号機の工事計画認可申請書(令和3年10月1日付け電原設第17号,令和3年12月22日付け電原設第28号,令和4年3月28日付け電原設第43号,令和4年5月25日付け電原設第3号,令和4年7月28日付け電原設第20号,令和4年10月31日付け電原設第31号,令和4年12月23日付け電原設第38号及び令和5年6月22日付け電原設第6号にて一部補正)について、別紙のとおり一部補正いたします。

本資料のうち、枠囲みの 内容は機密に係る事項の ため公開できません。

- 1. 補正項目
- 2. 補正を必要とする理由を記載した書類
- 3. 補正前後比較表
- 4. 補正内容を反映した書類

1. 補正項目

補正項目は下表のとおり

補正項目は下表のとおり 				
補正項目		補正箇所		
I	名称及び住所並びに代表者の氏名	「3. 補正前後比較表」による。		
П	工事計画			
	原子炉本体			
	6. 炉心支持構造物	「3. 補正前後比較表」による。		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設			
	5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方	「3. 補正前後比較表」による。		
	針、適用基準及び適用規格	で、福里可及地域公」である。		
	21) Z/1/Z/4/X/0 Z/1//2010			
	原子炉冷却系統施設			
	8. 原子炉補機冷却設備	「3. 補正前後比較表」による。		
	8.3 原子炉補機代替冷却系			
	7. 原子炉冷却材補給設備	「3. 補正前後比較表」による。		
	7.2 復水輸送系			
	11. 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基	「3. 補正前後比較表」による。		
	本設計方針,適用基準及び適用規格			
	蒸気タービン			
	1. 蒸気タービン本体	「3. 補正前後比較表」による。		
	2. 蒸気タービンの附属設備	「3. 補正前後比較表」による。		
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
	放射線管理施設			
	4. 放射線管理施設の基本設計方針,適用基準及び適用	「3. 補正前後比較表」による。		
	規格			
	原子炉格納施設			
	4. 原子炉格納施設の基本設計方針,適用基準及び適用	「3. 補正前後比較表」による。		
	規格			
	その他発電用原子炉の附属施設			
	1. 非常用電源設備			
	1.2 非常用発電装置	「3. 補正前後比較表」による。		
	1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備			
	(5) 発電機			
	1.2.6 緊急時対策所用発電機			
	(4) 燃料設備			
	1.4 非常用電源設備の基本設計方針,適用基準及び適	「3. 補正前後比較表」による。		
	用規格			

朱 式 百 日	地工 签記
補正項目	補正箇所
3. 補助ボイラー 3.15 補助ボイラーの基本設計方針,適用基準及び適 用規格	「3. 補正前後比較表」による。
VI 添付書類 VI-1-1-1-1 発電用原子炉の設置の許可(本文(五号))との整 合性に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-2 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-3-2-3 入力津波の設定	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-3-2-4 入力津波による津波防護対象設備への影響評価	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-3-2-5 津波防護に関する施設の設計方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子 炉本体)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子 炉冷却系統施設)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(原子 炉格納施設)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-8-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(その他発電用原子炉の附属施設(非常用電源設備))	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-5-別添2 設定根拠に関する説明書(別添)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-7 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件 の下における健全性に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-7-別添 1 可搬型重大事故等対処設備の保管場所 及びアクセスルート	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-1-7-別添 2 可搬型重大事故等対処設備の設計方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-1-2-1 原子炉本体の基礎に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。

44-7-7-1 44-7-7-14-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-			
補正項目	補正箇所		
VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-1-9-3-1 斜面安定性に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに 関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-1 耐震設計の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-3 地盤の支持性能に係る基本方針	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分 の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-7 設計用床応答スペクトルの作成方針	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-9 機能維持の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-12 配管及び支持構造物の耐震計算について	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-1-13 ダクト及び支持構造物の耐震計算について	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-2-9 廃棄物処理建物の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-2-14 排気筒の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-2-17 ガスタービン発電機建物の耐震性についての計算 書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-2-19 取水槽の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-2-21 屋外配管ダクト (タービン建物〜排気筒)の耐震性 についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。		
VI-2-2-23 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク格納槽の耐震性についての計算	「3. 補正前後比較表」による。		

補正項目	補正箇所
VI-2-2-26 屋外配管ダクト (タービン建物〜放水槽) の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-27 屋外配管ダクト(タービン建物〜放水槽)の耐震性 についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-29 取水口の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-31 第 1 ベントフィルタ格納槽の耐震性についての計 算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-33 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-34 緊急時対策所用燃料地下タンクの耐震性について の計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-37 屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク 〜ガスタービン発電機)の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-2-39 屋外配管ダクト(排気筒)の耐震性についての計算 書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-2-1 燃料集合体の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-2-2-3 シュラウドサポートの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-1-2 原子炉圧力容器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-2-4 ジェットポンプ計測配管貫通部シールの耐震性 についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-3-2 蒸気乾燥器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-3-3-3-11 原子炉中性子計装案内管の耐震性についての 計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-2-2 使用済燃料貯蔵ラックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-2-4 燃料プール水位・温度(SA)の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-4-2-5 燃料プール水位 (SA) の耐震性についての計算 書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-4-1 燃料プール監視カメラ (SA) の耐震性について の計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-4-4-2 燃料プール監視カメラ用冷却設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-1 原子炉冷却系統施設の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-4-1-3 残留熱除去系ストレーナの耐震性についての計 算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-4-1-7 残留熱除去系ストレーナ取付部サポートの耐震 性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-5-4-1 原子炉隔離時冷却系ストレーナの耐震性につい ての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-6-1-1 原子炉隔離時冷却ポンプの耐震性についての計 算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-7-1-1 原子炉補機冷却系熱交換器の耐震性についての 計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-5-7-2-1 高圧炉心スプレイ補機冷却系熱交換器の耐震性 についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-1 計測制御系統施設の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-5-1 中性子源領域計装/中間領域計装の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-5-2 出力領域計装の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-2-40 燃料プール水位計変換器盤の耐震性について の計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-2-49 格納容器水素/酸素計測装置制御盤の耐震性 についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

	補正項目	
VI-2-6-7-3-1-1		「3. 補正前後比較表」による。
VI 2 0 7 3 1 1	性についての計算書	10. 間上間反応状況」(こよる。
VI-2-6-7-3-1-3	衛星電話設備用アンテナ(中央制御室)の耐 震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-1-6	衛星電話設備用アンテナ(緊急時対策所)の 耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-1	無線通信設備(固定型)(中央制御室)の耐震 性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-3	無線通信設備用アンテナ(中央制御室)の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-5	緊急時対策所 無線通信設備用ラックの耐震 性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-2-6	無線通信設備用アンテナ(緊急時対策所)の 耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-6-7-3-4-5	発信用アンテナ (1・2号) の耐震性につい ての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-7-3-1-1	管の耐震性に関する説明書(サイトバンカ設備)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-8-1 放射線管理施設の耐震計算結果		「3. 補正前後比較表」による。
	1 ベントフィルタ出口放射線モニタ(低レンジ) 耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-8-4-4 中县	央制御室待避室遮蔽の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-5 機	器搬入口の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-6 逃; 書	がし安全弁搬出ハッチの耐震性についての計算	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-7 制行 算言	卸棒駆動機構搬出ハッチの耐震性についての計	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-2-9 所』	員用エアロックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
VI-2-9-3-3 原子炉建物エアロックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-9-4-7-1-2 第 1 ベントフィルタ スクラバ容器の耐震性 についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI−2−10−1−1 非常用電源設備の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-1-4 非常用ディーゼル発電設備ディーゼル燃料 デイタンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-1-7 非常用ディーゼル発電設備 A-ディーゼル燃 料貯蔵タンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-1-8 非常用ディーゼル発電設備 B-ディーゼル燃 料貯蔵タンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-2-6 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備ディーゼル燃料貯蔵タンクの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-3-2 ガスタービン発電機励磁装置及び保護継電 装置の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-2-4-1 緊急時対策所用燃料地下タンクの耐震性に ついての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-3-3 B1-115V 系充電器 (SA) の耐震性についての 計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-3-10 高圧炉心スプレイ系蓄電池の耐震性について の計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-4-1 230V 系充電器 (RCIC) の耐震性についての 計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-4-11 緊急用メタクラ接続プラグ盤の耐震性につい ての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-10-1-4-15 高圧発電機車接続プラグ収納箱の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所	
VI-2-10-1-4-18 緊急時対策所 発電機接続プラグ盤の耐 についての計算書	震性 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-2-1 防波壁(波返重力擁壁)の地震応答計算書	引. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-2-2 防波壁(逆T擁壁)の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-2-3 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)の地震応答計	算書 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-3-1 防波壁 (波返重力擁壁) の耐震性について 算書	の計 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-3-2 防波壁 (逆T擁壁) の耐震性についての計	算書 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-3-3 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)の耐震性につ の計算書	いて 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-4 防波壁通路防波扉の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-6 1 号機取水槽流路縮小工の耐震性についての 計算書	う 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-7 屋外排水路逆止弁の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-8 防水壁の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-9 水密扉の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-2-14 防水板の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-10-4-1 緊急時対策所の耐震計算結果	「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-11-2-3 免震重要棟遮蔽壁の耐震性についての計算書	『3. 補正前後比較表』による。	
VI-2-11-2-5 取水槽海水ポンプエリア防護対策設備の耐息 についての計算書	養性 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-11-2-6-2 建物開口部竜巻防護対策設備の耐震性にての計算書	つい 「3. 補正前後比較表」による。	
VI-2-11-2-6-3 取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備 震性についての計算書	の耐 「3. 補正前後比較表」による。	

	補正項目	補正箇所
	1世上で、日	11111111111111111111111111111111111111
VI-2-11-2-7-1 原子炉建 計算書	物天井クレーンの耐震性についての	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-2 燃料取替标	幾の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-3 チャンネル書	ル着脱装置の耐震性についての計算	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-4 チャンネ 算書	ル取扱ブームの耐震性についての計	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-5 制御棒貯河	蔵ハンガの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-7 原子炉浄の計算書	化系補助熱交換器の耐震性について	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-10 中央制御 計算書	『室天井設置設備の耐震性についての	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-12 高光度航 計算書	1空障害灯管制器の耐震性についての	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-7-14 取水槽力 計算書	ブントリクレーンの耐震性についての	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-10 耐火障壁⊄	耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-12 復水貯蔵タ 書	ンク遮蔽壁の耐震性についての計算	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-13 仮設耐震構	詳台の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-11-2-14 土留め工((親杭) の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-12 水平2方向及び 響評価結果	鉛直方向地震力の組合せに関する影	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 1-1 火災防護記	投備の耐震計算の基本方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 1-3-1 ボンベラ	ラックの耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
WI-2-別添 2-1 溢水防護に係る施設の耐震計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI=2=510 位	3. 柵止削後比較衣」による。
VI-2-別添 2-2 溢水源としないB, Cクラス機器の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 2-3 通水扉の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 2-8 溢水防護に係る施設の水平 2 方向及び鉛直 方向地震力の組合せに関する影響評価結果	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 3-3 可搬型重大事故等対処設備のうち車両型 設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 3-5 可搬型重大事故等対処設備のうち可搬型 空気浄化設備の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-1 地下水位低下設備の耐震計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-2 地下水位低下設備の地震応答計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-3-3 地下水位低下設備水位計の耐震性に ついての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 4-3-5 揚水井戸の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 6-1 漂流防止装置の耐震計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 6-2 漂流防止装置の耐震性についての計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添7-2-2 第1ベントフィルタ格納槽の地震応答計算書 (掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-5 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽の耐震 性についての計算書(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-6 低圧原子炉代替注水ポンプの耐震性についての計算書(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-7 管の耐震性についての計算書(低圧原子炉代 替注水系)(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。

	補正項目	補正箇所
VI-2-別添 7-2-17	第1ベントフィルタ スクラバ容器の耐震	
71 2 3374 2 11	性についての計算書(掘削前)	o. IIII III III III III III III III III
VI-2-別添 7-2-21	火災感知器の耐震性についての計算書 (掘 削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-22	制御盤の耐震性についての計算書(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-25	揚水ポンプの耐震性についての計算書(掘 削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-26	管の耐震性についての計算書(地下水位低 下設備)(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-27	地下水位低下設備水位計の耐震性について の計算書(掘削前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-2-別添 7-2-28	揚水井戸の耐震性についての計算書(掘削 前)	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-2-9 重大事故	汝等クラス2管の強度計算方法	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-2-10 重大事	故等クラス2弁の強度計算方法	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-3-3-1-3		「3. 補正前後比較表」による。
	浅留熱除去系ストレーナ取付部サポートの強 度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-3-6-1-3-2-3	管(可搬)の強度計算書(緊急時対策所換 気空調系)	「3. 補正前後比較表」による。
	プレッションチェンバアクセスハッチの強 計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-1	巻への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-3 竜	巻防護ネットの強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-4 竜	巻防護鋼板の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-5 架	構の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。

補正項目	
佃业次日	11世4년/기
VI-3-別添 1-10 排気筒の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 1-13-2 消音器の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-1 火山への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-2 火山防護対策設備の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-5 原子炉建物の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-6 タービン建物の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 2-11 取水槽循環水ポンプエリア防護対策設備の 強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-1 津波への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-1-1 防波壁(波返重力擁壁)の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-1-2 防波壁(逆T擁壁)の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-1-3 防波壁(多重鋼管杭式擁壁)の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-2 防波壁通路防波扉の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-3 1 号機取水槽流路縮小工の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-4 屋外排水路逆止弁の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-5 防水壁の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-6 水密扉の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-9 貫通部止水処置の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-2-11 漂流防止装置の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-3 溢水への配慮が必要な施設の強度計算の方針	「3. 補正前後比較表」による。
VI-3-別添 3-4-1 防水壁の強度計算書(溢水)	「3. 補正前後比較表」による。

VI-3-別添 3-4-2 水密扉の強度計算書(溢水)	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-3-別添 3-4-5 防水板の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-3-別添 5 非常用発電装置(可搬型)の強度に関する説明書	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-3-別添 6-1 炉心支持構造物の強度計算書	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-5 計算機プログラム(解析コード)の概要	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-5-28 計算機プログラム (解析コード) の概要・SNAP- LE	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-5-45 計算機プログラム(解析コード)の概要・SD	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-5-56 計算機プログラム (解析コード) の概要・FINAS / STAR	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-5-57 計算機プログラム (解析コード) の概要・EMRG I NG	「3. 補正前後比較表」による。				
VI-6 図面					
第 9-1-1-4-3-1 図 高圧発電機車構造図(その 1)	「3. 補正前後比較表」による。				
第 9-1-1-4-3-2 図 高圧発電機車構造図(その 2)	「3. 補正前後比較表」による。				
第 9-1-1-4-3-3 図 高圧発電機車用ディーゼル機関構造図(その1)	「3. 補正前後比較表」による。				
第 9-1-1-4-3-4 図 高圧発電機車用ディーゼル機関構造図(その2)	「3. 補正前後比較表」による。				
第 9-1-1-6-3-7 図 緊急時対策所用発電機用発電機構造図	「3. 補正前後比較表」による。				
第 9-1-2-2-2-10 図 主蒸気逃がし安全弁用蓄電池(補助盤室)構造図	「3. 補正前後比較表」による。				
第 9-2-1-1 図 常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面 (その1)	「3. 補正前後比較表」による。				
第 9-4-2-2-3-20 図 原子炉建物 2 階 A-非常用電気室南側浸水 防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。				

	補正項目	補正箇所
第 9-4-2-2-3-28 図	原子炉建物 2階 A-逃がし安全弁窒素ガス 供給装置横浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-3-45 図	原子炉建物 3階 北西側階段室浸水防止堰 構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-3-61 図	タービン建物 3階 タービン建物送風機室 南側浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-3-79 図	廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風機室南側浸水防止堰(非管理区域側)構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-3-80 図	廃棄物処理建物 4階 廃棄物処理建物送風 機室南側浸水防止堰 (管理区域側) 構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-3-86 図	サイトバンカ建物 1階 建物出入口浸水防 止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-3-92 図	サイトバンカ建物 3階 固体廃棄物貯蔵プール室南西側浸水防止堰構造図	「3. 補正前後比較表」による。
第 9-4-2-2-4-3 図	タービン建物 2 階 固定子冷却装置室 西側防水板(管理区域側)構造図	「3. 補正前後比較表」による。

2. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

平成 25 年 12 月 25 日付け電原設第 69 号にて申請した工事計画認可申請書(令和 3 年 10 月 1 日付け電原設第 17 号,令和 3 年 12 月 22 日付け電原設第 28 号,令和 4 年 3 月 28 日付け電原設第 43 号,令和 4 年 5 月 25 日付け電原設第 3 号,令和 4 年 7 月 28 日付け電原設第 20 号,令和 4 年 10 月 31 日付け電原設第 31 号,令和 4 年 12 月 23 日付け電原設第 38 号及び令和 5 年 6 月 22 日付け電原設第 6 号にて一部補正)について,記載の適正化を行うことから,「 I 名称及び住所並びに代表者の氏名」,「 II 工事計画」,及び「VI 添付書類」を補正する。

3. 補正前後比較表

【I 名称及び住所並びに代表者の氏名】

補正前	補正後	備考
 I 名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 中国電力株式会社 住 所 広島市中区小町4番33号 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 瀧本夏彦 	 I 名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 中国電力株式会社 住 所 広島市中区小町4番33号 代表者の氏名 代表取締役社長執行役員 中川賢剛 	代表者の変更
前 I R1E	S2	
25 年 1 年 1 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	2S 44	
	1	

【原子炉本体 6. 炉心支持構造物】

補正前		備考
(2) 上郎格子仮の名称、種類、最高使用压力、最高使用温度、主要寸法、材料及び鋼数	(2) 上部格子板の名称、雑類、最高使用压力、最高使用温度、主要寸法、材料及び鋼数 を 更 前 変 更 後 名	記載の適正化

【原子炉本体 6. 炉心支持構造物】

補正前	補正後	備考
(3)	(3) かん支持板の名称。 種類、最高使用任力、最高使用温度、主要寸池、材料及び値数 変 更 前 変 更 夜 名	(備考) (記載の適正化)

【原子炉本体 6. 炉心支持構造物】

補正前	補正後	備考
(5) 制御修案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用混炭、主要寸法、材料及び御敷	(5) 新御棒集内管の名称。 種類、 基案使用圧力、 集高使用值度、主要寸法、 材料及び超数 名	記載の適正化

【核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

	補正前	補正後	備考
補 II R1	変更後 用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び 設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 第1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, を除く。), 6. その他」の基本設計方針については,原子炉冷却系統施 設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。 無料取扱設備 燃料取扱設備 燃料取發機。原子序建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置は, が料取替機。原子序建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置は, が熱取替機。原子序建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置で構成 し,燃料取發機。原子原建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置で構成 し,燃料取替機。原子原建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置に, が熱料は、原子序建物所子が (以下「燃料体等」という。)の取扱設備は, が熱料な原子が建物原子炉棟(二次格納施設)に搬入してから原子炉 建物原子原棟(二次格納施設)内に設ける新燃料的 動扱うことができる設計とする。 新燃料は、原子炉建物所子炉棟(二次格納施設)内に設ける新燃料的 積度はし、原子が地所子が棟(二次格納施設)内に設ける新燃料的 積度は大所燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャンネ ル着脱装置を介して燃料ブールに移し、燃料取替機により発電用原子 原に装荷できる設計とする。	新 II R2 用語の定義は「実用発電用原子が及びその附属施設の位置、構造及び 設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子が及びその附属施設の 技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 接燃料物質の取扱施設及び貯藏施設の共通項目である「1. 地盤等, を整件物質の取扱施設及び貯藏施設の共通項目である「1. 地盤等, を辞え」。6. 逆止め海, 5.7 内燃機関及びガスターピンの設計条件 を除く。6. 逆止め海, 5.7 内燃機関及びガスターピンの設計条件 を除く。6. 逆止め海, 5.7 内燃機関及びガスターピンの設計条件 を除く。6. 逆止め海, 5.7 内燃機関及びガスターピンの設計条件 参料な対性用済燃料(以下「燃料体等」という。)の取扱設備は、 燃料取發設備 燃料な原子が建物原子が様(二次格約施設)に購入してから原子が 機物原子原準物所手が作(二次格約施設)に強入してから原子が 理物原子原権(二次格約施設)に強入してから原子が 理物度、とができる設計とする。 新燃料は、原子が建物原子が様(二次格約施設)に強入してから原子が が燃料は、原子が建物原子が様(二次格約施設)に対力・シスクチャンネル等能装置に、 新燃料は、原子が建物原子が様(二次格約施設)内に設ける新燃料的 蔵庫又は寄燃料の輸送容器から原子が維物天井クレーン及びチャンネ ル着能装置を介して燃料ンールに移し、燃料取替機により発電用原子 何に装荷できる設計とする。	
S2 補 II 5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針,適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針	変更前 用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」, 「実用発電用原子が及びその附属施設の位置。構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 等1章 共通項目 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。 第2章 個別項目 1. 燃料取技機。原子炉建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置で構成 上, 燃料取積機。原子炉建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置に構成 た, 燃料取替機。原子炉建物天井クレーン及びチャンネル着脱装置に が料本支原子炉構(二次格納施設)に搬入してから原子炉 建物原子炉構(二次格納施設)に搬入してから原子炉 静物原子炉構(二次格納施設)内に設ける新燃料貯 蔵庫又は新燃料の輸送容器から原子炉建物天井クレーン及びチャンネル を放装置を介して燃料ブールに移し、燃料取替機により発電用原子 がに装荷できる設計とする。	5. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針,適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 変更的	記載の適正化
	2-2-1	2-2-1	

【原子炉冷却系統施設 7. 原子炉冷却材補給設備 7.2 復水輸送系】

補正前	 備考
(つづき) 東	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

【原子炉冷却系統施設 7. 原子炉冷却材補給設備 7.2 復水輸送系】

補正前		備考
*5:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,昭和60年4月27	*5:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は,昭和 60 年 4 月 27	
日付け59資庁第17250号にて認可された工事計画の添付 <u>図面</u> 「第3-9-5 図 補助復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N2」を示す。	日付け 59 資庁第 17250 号にて認可された工事計画の添付 <u>書類</u> 「第 3-9-5 図 補助復水貯蔵タンク構造図 管台一覧表 N2」を示す。	記載の適正化
S2 雜 II R1	25 萬 11 配	
3–1–188	3–1–188	

補正前	補正後	備考
注:移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器は大型送水ポンプ車と連結して使用する。 注記*1:重大事故等時における使用時の値 *2:公称値を示す。 *3:車両1台につき2個設置する。	注:移動式代替熱交換設備プレート式熱交換器は大型送水ポンプ車と連結して使用する。 注記*1:重大事故等時における使用時の値 *2:公称値を示す。 *3:移動式代替熱交換設備の車両1個当たりの個数を示す。	記載の適正化
II RI	II R2	
25	25	
3-1-256	3-1-256	
3-1-256	3-1-230	

	補正前	前	補正後	備考
A I R1 A X X X X X X X X X	(3) ポンプの名称,種類,容量,揚程又は吐	:出圧力,最高使用圧力,最高使用温度,主要寸法, 重類,出力,個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別	(3) ボンブの名称、種類、容量、排程又は吐出圧力、最高使用直度、主要寸法、 材料、偶数及び取付面所並びに原動機の種類、出力、偏数及び取付面所 (常設及び可繁型の別 に記載すること。) 可能型 変更的 変更的 変更般 名 称 多数式代替熱交換設備水木ボンブ 5寸 参形 300 以上 (300 年) 300 以上 (300 平) 300 以	記載の適正化記載の適正化記載の適正化
	3-	-1-257	3-1-257	

補正前	補正後	備考
		修正後は前頁参
		照
変更前		
箱 箱 — 簽道價前機		
原 出 力 kW/個 110*2		
機 個 数 一 4*3		記載の適正化
取 付 箇 所 一 ポンプと同じ ポンプと同じ 注記*1: 重大事故等時における使用時の値		
*2:公称値を示す。		
*3: 車両1台につき2個設置する。		記載の適正化
II		
E		
S		
3-1-258		記載の適正化(次
		頁からの記載内
		容繰り上がり)

補正前		補正後	備考
S2 補 II R1	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付館所(常定及び可執題の別に記載すること。) 可範型 本型	(6) ろ強装圏の名称、種類、容量、最高使用肝力、最高使用温度、主要寸流、材料、頻数及び 取付無所(常波及び可機型の別に記載すること。) 「新型 変更的 変更的 変更的 変更を 多動大代等無欠物を加入トレーナ 工型ストレーナ 工工型ストレーナ 工工型工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	記載の適正化

補正前	補正後	備考
文文章的 文文章或章的 文文章或章的 文文章或章的 文文章或章的 文文章或章的 文文章或章的 文文章或章的 文文章或章文章或章文章和 文文章或章文章和 文文章或章文文章和 文文章或章文章和 文文章或章文章和 文文章或章文章和 文文章或章文章和 文文章文文章和 文文章或章文章和 文文章或章文章和 文文章或章文章和 文文章或章文章和 文文章和 文文文章和 文文文章和 文文章和 文文文章	また。上記に加え、加速地震的からによる地震力が作用することに よっく物品でする。大力、地震制度的からによる地震力が作用することに けた機能に関する。大力、地震制度が自動機を変化して発展を が基本を設計の限りに関係である。120000 を上回る施設が設備される が発生機能に対しては、関連を対しては、関連を対しては、形態を表する。19 首に 日本による配合で地震が使用(管制・機能とある。2. 第七日 日本によりに対しているのかを出している。19 首に 日本によりに対しているのかを出している。19 首に 日本によりに対しているのか性性(管制・機能)が確保をおうよ。第七日 日本によりに対しているのか性性(管制・機能とある。2. 第二日の高度が発展(配等系 の関度を持機能からい)。 ここで、他手機を上があるが使用(を制度のの表現をの方。4. 世界の連続をかられ る上が多る発展ができた。19 前のよりに対しているが使用を表示しているが を上が多る対しがあるを発展がある。19 前に対していているが表現を多かられ る上が多る対しながらの全体制を対しているが表現をあるがある。19 で記 は要素という。19 では、単で単に対しているが表現をあるが表現とある。19 では 10 が日本では、10 が日本では、10 が日本では、10 では下では 単環が上には、使性がは、12 のが開発が日本では、12 では当ているが 単版がからが用した場合。第12 には、近大単体等対域を対域を設定して、可能 前機関がが用した場合。第12 には、近大単体等対域を対域を対域を対域を が関係を対象が相にた場合。第12 には、近大単体等対域を対域を対域を が関係を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	記載の適正化

補正前	補正後	備考
変更後 能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 ト. 屋外重要土木構造物 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応 力度を許容限界とする。 (ロ) 基準地震動 S による地震力との組合せに対する許容 保 保 帰間変形の、 鉄筋コンクリート曲げについては、 保 帰間変形の、 鉄筋コンクリート曲げについては、 保 帰間変形の、 鉄筋コンクリート曲げについては、 保 帰間変形の、 大 な地震力との組合せに対する許 保 帰間変形の、 大 な地震力との組合せに対する計 保 帰間変形の、 大 な は に のいては に に のいては 原 界 セル断については 原 界 で は か は か は か は か は か は か は か は か は か は	2 能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 (イ) 静め地震力との組合せに対する許容限界を適切に設定するものとする。 (イ) 静め地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 (ロ) 基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界 株造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、	記載の適正化
能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 ト. 屋外重要工木構造物 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限界 安全上適切と認められる規格及び基準による許容成力度を許容限界とする。 (ロ) 基準地震動 S による地震力との組合せに対する許	変更前 能を維持できる許容限界を適切に設定するものとする。 (イ) 静的地震力との組合せに対する許容限別 安全上通りと認められる規格及び基準による許容成 力度全許容限界とする。 (ロ) 基準地震動Ssによる地震力との組合せに対する許 容限界 構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては人断 面力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断 のすみを許容限界とする。構造部析についてはせん断 のすみを許容限界とする。構造部析のうち、線材の曲げ については降休曲げモーメント、は消離力、 限界もん断のずる外、降伏曲げモーメント、曲げ耐力、 限界もん断のずるが発展界とする。なお、限界層 間変形角、限界のずみ、降代曲げモーメント、曲げ耐力、 については降伏曲げモーメント、由げ耐力、 については降伏曲げモーメント、はが耐力 については降伏曲がモーメント、はが耐力 については降伏曲がモーメントをは許容応力度、せん断 については降伏曲がモーメント、はが耐力に対し妥当な安全余 裕全特たせることとし、それぞれの安全余裕について は、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。	
3-2-40	3-2-40	

補正前		備考
	新聞 10 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	(備考) 記載の適正化

	補正前		補正後	備考
	変更後 から残留熱除去ポンプ及び残留熱除去系熱交換器を経由して原 子炉圧力容器に戻すことにより炉心を冷却できる設計とする。本 系統に使用する冷却水は、原子炉補機冷却系(原子炉補機海水系 を含む。)又は原子炉補機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)の流路として、設計 基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物、原子炉圧 力容器内部構造物及び配管貫通部を重大事故等対処設備として 使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備 としての設計を行う。 多様性、位置的分散等 残留熱除去系 (原子炉停止時冷却モード)は、設計基準事故対 処設備であるとともに、重大事故等時においても使用するため、 重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針を適用す る。ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対 多の設計基準事故対処設備にないことから、重大事故等対処設備 の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計 方の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計	-ル水冷却モード アレッションプール水冷却モード)は、サブ のプール水温度を所定の温度以下に冷却で 熱を輸送するための設備として、想定され	変更後 から残留熱体まポンプ及び残留業除去系熱交換器を発由して原 オーラ投留熱味まポンプ及び残留業除去系熱交換器を発由して原 オータルナンプスが残留業除去系熱交換器を発出して原 素能に使用する冷却水は、原子布棉線冷地系(原子布棉機添水系 を含む。)又は原子炉槽機代替冷却系から供給できる設計とする。 残留機能である度子が正常ないの流路として、設計 基準分娩部である原子が正力容器、が心支持構造物、原子が圧 を2 しての設計を行う。 多様性、位置的分散等 株配構造物及び配管質通高を重大事故等対処設備として を2 たから、流路に係る機能について重大事故等対処設備 を2 たから、流路に係る機能について重大事故等対処設備 を3 ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すっため、 指本等域等対処限備としての基本方針に示す設計方針を適用する。 ただし、多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すっため、 精神容器冷却を含したもに、重大事故等時においても使用するため、 なの設計基準事故対処設備といて上から、重大事故等対処設備 の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計 方針は適用しない。 格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損嫌又は故障の際 に生する原子炉格辨容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損嫌又は故障の際 に生する原子炉格辨容器 内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系(格 内において発生した熱を除去する設備として、残留熱除去系(格	記載の適正化
S2 補 II R1	源設備からの給電により機から残電により機から残電無除去ポンプ及で子炉圧力容器に戻すことに系統に使用する治却水は、を含む。)又は原子炉補機性の留料除去系(原子炉模用することから、流路にとしての設計を行う。 (1) 多様性、位置的分散等 残留熱除去系(原子炉停息。 ただし、多様性及び独象の設計基準事故対処設備としる。 ただし、多様性及び独象の基本方針のうち「5.1.2 方針は適用しない。	4.1.3 <u>サプレッションプール水冷</u> 却モード 株留勲除去系(サプレッションプール ドに冷却で レッションチェンバのプール水温度を引 きるように設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するため	(1) (1) (1) (1)	記載の適正化
	次更前	4.1.2 サプレッションプール水冷却モード 残留熟除去系(サブレッションプール水冷却モード)は、サプ レッションチェンバのプール水温度を所定の温度以下に冷却で きるように設計する。	※更前 ※更前 4.1.3 格納容器冷却モード 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損機又は故障の際 に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉 格納容器の安全性を損なうことを防止するため、原子炉格納容器 内において発生した熱を除去する設備として、残留熟除去系(格	記載の適正化
	3-2-167	V	3-2-167	
				補正後は次頁参 照

補正後	備考
	備考
最高使用温度を超えないようにし、かつ、原子炉 最高使用出力,最高使用温度を超えないようにし、かつ、	格納容器の内圧を速やかに下げて低く維持することにより、放射 格納容性物質の外部への漏えいを少なくする設計とする。 残留機能去設備のうち、サブレッションチェンバのブール水を 残留 大顔として原子炉格納容器除熱のために運転するポンプは、原子 が薄とり で 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

補正前	補正後	備考
		補正前は前頁参 照
	は、残留熱除士にて、残留熱除士である残留網除士する。 ・ 重大事故等対 ・ 1 て、設計基準 ・ 1 して、設計基準 ・ 1 レイ管 (ドライ ・ 1 レイ管 (ドライ ・ 1 レイ管 (ドライ ・ 1 レッションチェ ・ 1 レルッショ ・ 1 レイ管 (ドライ ・ 1 レッションチェ ・ 1 とから、流路に ・ 1 とがら、に ・ 1 とがら、に ・ 1 とがら、は ・ 1 とがらがは ・ 1 とがらが ・ 1 とがらがらが ・ 1 とがらがらがらが	記載の適正化
	変更後 る。また、設計基準事故時に動作する非については、残留熟除去 ボンブが停止中に開閉診験ができる設計とする。 最終ヒートンンク~熱を輸送するための設備として、想定され る重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熟除 基系 (格納容器治却モード) が使用できる設計とする。 残留熟除去系 (格納容器治却モード) の流路として、設計基準 対象施設である原子が格納容器、原子炉格納容器(サブレッショ ンチェンペ)、配管貫通館、原子炉格納容器(サブレッショ ンチェンペ)、配管貫通館、原子炉格納容器(サブレッショ ンチェンペ)、配管貫通館、原子炉格納容器(サブレッショ ンチェンペ)、配管貫通館、原子炉格納容器(サブレッショ が、側を放原である原子が維発を対処設備としての設計を行う。 (1) 多様性及び第立体が対心設備としての設計を行う。。 (1) 多様性及び独立性並びに位置的分散を考慮すべき対象の設 計基準事故対処設備にないこから、重大事故等対処設備の基本 方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は 適用しない。 4.1.4 サブレッションブール水浴却モード)は、サブ 及留熟除去系(サブレッションブール水浴却モード)は、サブ レッションチェンバのブール水温度を所定の温度以下に冷却で	記載の適正化
		記載の適正化
	3-2-169	記載の適正化(次
		頁への記載内容 繰り下がり)

	補正前	補正後	備考
R1	変更後 る重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熟除 去系(サブレッションブール水冷却モード)が使用できる場合は、 重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる設計とする。 及留熟除去系(サブレッションブール水冷却モード)が使用できる設計とする。 残留熟除去系(サブレッションブール水冷却モード)の流路と して、設計基準対象施設である原子炉格納容器、原子炉格納容器 (サブレッションチェンバ)及び配管質通部を重大事故等 備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等 対処設備としての設計を行う。 (1)多様性、位置的分散等 数極影倫と、 多様性の多っともに、重大事故等時においても使用 するため、重大事故等対処設備としての基本方針に示す設計方針 を適用する。ただし、多様性及び強立性近びに位置的分散を考慮 すべき対象の設計基準事故対処設備としての基本方針に示す設計方針 を適用する。ただし、多様性及び独立性がでに位置的分散を考慮 すべき対象の設計基準事故対処設備としての基本方針に示す設計方針 を適用する。ただし、多様性及び独立性違びに位置的分散等」に 示す設計方針は適用しない。。 全炉心燃料ブールへ冷却ができない場合は、残留熱除去系を用い で使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 残留熱除去系表交換器で除去した熱は、原子が補機冷却系及び 原子が補機海水系を経て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送 原子が補機海水系を経て、最終的な熱の逃がし場である海へ輸送	きるように設計する。 奏者にうに設計する。 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備として、想定される重大事故等時において、設計基準な対とでして、設計基準な設置を 取留無除主系(サブレッションブール水冷却モード)が使用できる場合は、 重大事故等対処設備(設計基準拡張)として使用できる場合は、 取留無除主系(サブレッションブール水冷却モード)の流路と して、設計基準対象施設である原子が格辨容器、原子が格納容器 (サブレッションチェンバ)及び配管質通部を重大事故等対処設 備として便用することから、流路に係る機能について重大事故等 対処設備であるとともに、重大事故等時においても用 事事故が対処設備であるとともに、重大事故等時においても用 するな象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等 対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散を考慮 すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等 対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散を考慮 すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等 対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散を考慮 すべき対象の設計基準事故対処設備はないことから、重大事故等 対心設備としたの動機熱を除すてルルで対力 系で燃料できない場合は、残倒がを表慮 事が高が対心をかり場合は、残倒がを表慮 東京に燃料がための動機熱を除去できる設計とする。	記載の適正化
□ 単 2S 補 Ⅱ	変更前 4.1.4 燃料ブール冷却機能 全炉心燃料を燃料ブールに取り出した場合や燃料ブール冷却 系で燃料ブール水の冷却ができない場合は、残留製除去系を用い で使用済燃料からの崩壊熱を除去できる設計とする。 燃料ブール冷却系熱交換器で除去した熱は、原子炉補機冷却系 (原子炉補機施水系を含む。)を経て、最終的な熱の逃がし場で	変更前 きるように設計する。 4.1.5 燃料ブール帝却機能 全方心燃料を燃料ブールに取り出した場合や燃料ブール帝却 系で燃料ブールルに取り出した場合や燃料ブール帝却 系で燃料ブールルの前機熱を除去できる設計とする。 て使用済燃料からの前機熱を除去できる設計とする。	記載の適正化
	3-2-168	3-2-170	記載の適正化(次 頁への記載内容 繰り下がり)

							補」	E前											補正後							備考
II 舞 ZS	要設備リスト (蒸気ターピンを除く。) (27/59) 変更後	(等対処設備*1 設計基準対象施設*1 重大事故等対 重大事故 名 称 耐震 機器 影備	重要度 Notar AAM 学機器 LAM AAM APA APA		大量送水車 一 同級 / 版	常設耐震	SA 77x 3	RV222-1A, B, C*8 — 保設高級/ — 防止 — 防止 —	名記 (後日 原子 を 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ı	I	常設耐震/	ı	常設耐震/	ı	ı	常設/緩和常常	接続口 (南) ~低圧原子炉供替注	変更後 19	(本行 面 よる 本性 大 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	佐圧原子が代替注水槽~低圧原子	POLE 常設/緩布 常設耐震/	I	I	ı	間載の適正化
		機器区分		よべん		貯蔵槽	ろ過装置	安全弁及び逃がし弁			716-111			主配管	_				機器区分 ボンブ ち過装置 安全弁及び逃がし弁			主配管				
	-	X備区分 					-			却設備。		-	2年	松準							冷却設備その他原子炉は 	注水設備-				
	-	-		-	-			3-	2-230)		-		-	-		_		3-2-2:	2-23	232	-	-			

# 11 R1	1. 1. 1.		補正前	補正後	備
	1 原子序的组系統施設の主要股份個リ 2	(気タービンを除く。) (33/59) 変更後 1909年第単位会	(注う酸水注入ボンブ	(勝気タービンを除く。) (33/59) 29世後 1	
	数	# Ⅱ R1 スト (蒸気タービンを除く。) (33/59)	重大事故等対処設備*1 設備 今極器 クラス 名 称 ほう酸水は入ボンブ (ほう酸水は タンク (ま)酸水は メンクーほう酸水注 人ボンブ (ま)酸水は入ボンブーを生検出・ほ スルェマの外管) (ま)酸水は入ボンブーを生検出・ほ スルェマの外管) (ほう酸水は入ボンブーを圧検出・ほ (ほう酸水は カルンプーを上検出・ スルェでの外管) (ほう酸水は カルライン・ 大量送水車 カロライン原水用 10m ホース 大量送水車 カロライン原水用 10m ホース 大量送水車 カロライン送水用 50m, 10m, 5m, 1m ホース 大量送水車出 ロライン送水用 50m, 5m, 2m, 1m ホース 大量送水車出 ロライン送水用 50m, 5m, 2m, 1m ホース	I R2 (

【蒸気タービン 1. 蒸気タービン本体】

(3) 設建議費及び非常製業制度の報報は打工業業業後で務められる上来かか経過。整備方法 及び解放 - 上部文 一 東 東 前 東 東 前 前 東 東 東 前 東 東 前 東 東 東 前 東 東 東 前
E c. 組合せ中間弁 変更前* 変更後 名 称 組合せ中間弁 種 類 一 制御弁・止め弁 駆動方法一油圧作動 個数一6 で、組合せ中間弁 名 称 組合せ中間弁 名 称 組合せ中間弁 種 類 一 制御弁・止め弁 駆動方法一油圧作動 個数 一 6
3-4-5

【蒸気タービン 2. 蒸気タービンの附属設備】

補正前	補正後	備考
「		記載の適正化

【放射線管理施設 4. 放射線管理施設の基本設計方針,適用基準及び適用規格】

補正前	補正後	備考
着 II R1 用語の定義は「集用発電用原子が及びその附属施設の位置、構造及び窓 備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 水 災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子原 活到系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1. 放射線管理施設 2. 1 放射線管理施設 2. 1 放射線管理解 2. 2 自然現象, 3. 水 災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子原 活到系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。 2. 2 位置 2	第 II R2	
6. 放射線管理施設の基本設計方針,適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 (1) 基本設計方針 (2) 基本設計方針 (3) 基本設計方針 (4) 基本設計方針 (5) 有発電用原子力設備に関する技術基準を定める省合」,「実用発電用原子が及びその財魔施設の位置」構造及び設備の基準に関する規則 並びにこれらの解釈による。 (5) 教育・表通項目 (5) 表 設備に対する要求 (5.7 内域機関を除べ。)、6. その他」の基本設計方針については、原子が治理系統施股の基本設計方針「第1章、共通項目」に表づく設計とする。 (5) が設計基準事故時において、当該発電用原子が設計系に持ち各系統の放射性性質の機能を登していては、原子が治療統略の基本設計方針「第1章、共産的工具を整合整視、測定するために、プロセスモニタリンが設備、エリアモニタリンが設備とは、通常運転時、運転時の異常な過速変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子が設計表によけな各系統の放射線サーベイ機器を設ける設置とする。 (5) 出入管理関係設備(1、2 号機共用)には、放射線業務従事者及び一時立入者の出入管理、対象管理のための測定機器等を設ける設計とする。 名系統の試料、放射性廃棄物の放出管理用が財及び環境試料ので環境試料の「ビ学分析並びに放射能測定を行うため、試料分析関係設備(1、2、3 号機共用)を設ける設計とする。	6. 放射線管理施設の基本設計方針, 適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 変更的 用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省台」「実 用 用発電用原子的反びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	記載の適正化

補正前	補正後	備考
※更後 ションチェンバ間に設置された8個の速空破壊壊離が、圧力差により 自動的に働き、サブレッションチェンバのブール水の逆流及びドラ イウェルの外圧による破損を防止できる設計とする。 3.2 原子炉格納容器の上できる設計とする。 (変更後 ションチェンパ間に設置された8個の異空破壊装置が、圧力差により 自動的に働き、サブレッションチェンパのブール水の逆流及びドラ イウェルの外圧による破損を防止できる設計とする。 3.2.1 原子炉格納容器な全設備 第一下1 原子炉格納容器から気体状の放射性物質が編えいするとに 原子炉格納容器から気体状の放射性物質が編えいするとに 原子炉格納容器から気体状の放射性物質が編えいするとに まる敷地境界外の実効線量が「発電用能本型原子炉能砂安全 評価に関する審査指針(平成2年8月30日原子が施設の資 する設備として残留製除去系(格納容器治却モード)を設置す る。 原子庫格納容器内の冷却等のための設備として、想定される 重大事故等時において、設計基準事故対処設備として、想定される 重大事故等時において、設計基準事故対処設備として、超定される 重大事故等時において、設計基準事故対処設備として、程定される 重大事故等時において、設計基準事故対処設備として、程定される 重大事故等時において、後前容器治却モード)が、全交流 かが確により起動できない場合の重大事体報容器内対に用い る設備のうち、残留熱除去系(格納容器治知モード)が、全交流 動力電源度失又は原子が構修治の重大事故等対処設備として使 用する残留熱除去系(格納容器冷却を表別を流電 高力を終電性よりを創造でより復日できる設計とする。	記載の適正化
変更前 3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2. 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 原子炉格納容器女全設備 モード) 原子炉格納容器カブレイ設備 (残留熟除去系 (格納容器治却 モード) 原子炉格納容器の位上する原子中格納容器的の圧力及び温度の上昇により原子を 器向において発生した熱を除去する設備として、残留熟除去系 (格納容器冷却モード) な設ける設計とする。 原子炉格納容器の安全性を損なうことを防止するため。 原子炉格納容器が対モード) な設ける設計とする。 原子炉格納容器の外間正確を破りるでして、投口され、近日子がお財性が質の外間でを進やかに下げて低く維持することにより、放性性物質の外間での第えいをかななするによっ。 原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより、放性性物質の外間への濁えいなかに下で低く維持することにより、放性性物質の外間への濁えいなかなする設計とする。 原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより、放性物質の外間への濁えいなかなする記計とする。 原子炉格納容器から気体状の放射性物質の消滅えいすることにより、放射性物質の外間の濃度を延減する整地使男外の実効線量が「発着用種水型原子力を設置といまる影性として残留熱除去系 (格納容器冷却モード) を設置すする設備として残留熱除去系 (格納容器冷却モード) を設置する設備として残留熱除去系 (格納容器冷却モード) を設置す	変更前 3.2 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 原子炉格納容器安全設備 3.2.1 原子炉格納容器スプレイ設備 (残留熟除去系 (格納容器冷却 モード)	

	補正前	補正後	備考
RI 変更後 る。 残留熱除去系(格納容器冷却モード)は、原子炉冷却材瘦失事	及信熱除去系(格納容器冷却モード) は、原土や布却的喪失事 並時に、サブレッションチェンバ内にスプレイすることにより、環 境に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計とする。 原子存格納容器を全設備のうち、サブレッションチェンバの ブール水を水源として原子が各納容器除熱熱のために運転するボ ンプは、原子伝統納容器内の圧力及び温度並びに冷却材中の異 物の影響について「非常用が心治却設備又は格納容器縣除去設 備に係るろ過装置の性能評価等について(内規)」(平成20・02・ 12 原院第5号(平成20 年2月 27 日原子力安全・保安院制定)) によるろ過装置の性能評価により、設計基準事故時及び重大事 故等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常 及等時に想定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常 な等時に担定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常 な等時に担定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常 な等時に担定される最も小さい有効吸込水頭においても、正常 な等時に担定される最も小さい有効吸込水砂に変更を多設計とする。 まする。また、設計基準事故時に動作する弁については、残留熟除 まぶンプが停止中に開閉試験ができる設計とする。 原子炉格納容器内の冷却等のための設備として、現定される 重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除 まぶンプが停止中に開閉試験ができる場合は重大事故等対 重大事故等時において、設計基準事故対処設備である残留熱除 まぶ、(格納容器冷却モード) が使用できる場合は重大事故等対 主系 (格納容器冷却モード) が使用できる場合は重大事故等対	変更後 (本文流動力電源) (東文文は原子が補機が対象性した場合において、全交流動力電源 度大文は原子が補機が対系機能機失によるサポート系の故障に いり、残留熱除去系(格納容器冷却モード)が起動できない場合 の重大事故等対処設備として使用する残留熱除主系(格納容器 冷却モード)は、常設代替交流電源設備からの結電により復旧 できる設計とする。 (権からの総電により機能を復同し、致留熱除去派(格納容器 備からの総電により機能を復同し、致留熱除ナプレン フレッションチェンバのブール水をドライヴェル内及びサブレ ッションチェンバのブール水をドライヴェル内及びサブレ ッションチェンバのブール水をドライヴェル内及びサブレ ッションチェンバのブール水をドライヴェル内及びサブレ ッションチェンバのブール水をドライヴェル内及びサブレ ッションチェンバのブール水をドライヴェル内及びサブレ カマきる設計とする。本系能に使用する冷却水は原子が構機で 対象施設である原子が格神容器、原子が格神容器(サブレッシ コンチェンバ)及び配管質通常を重大事故等対処設備 としての影計を行う。 終留熱除去系(格納容器・項子が格神容器(サブレッシ コンチェンバ)及び配管質通常を重大事故等対処設備 としての影音を行う。 終留熱除去系(格納容器・加き上の)は、設計基準事故均処設備 としての基本方針に示す設計与を適用する。 ただし、多様性及び強立性並びに位置的分散等」に示す設計 の基本方針のうち「5、1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計	記載の適正化
	及留熟味去系 (格納容器冷却モード) は、原子や合立 故時に、サブレッションチェンバのプール水をドライ 及びサブレッションチェンバのプール水をドライ 度に放出される放射性物質の濃度を減少させる設計と原子が成立して原子炉格納容器除熟のために返 アブレルを水源として原子炉格納容器除熟のために近 アブール水を水源として原子炉格納容器除熟のために近 アブール水を水源として原子炉格納容器除熟のために近 アブール水を水源として原子炉格納容器除熟のために流 かる最も小さい有効吸込水頭においても、正常に機能で有する設計とする。	回 報 63	
	7-2-8	7-2-8	記載の適正化(次 頁からの記載内 容繰り上がり)

補正前	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備考
2 しての数かを行う。 を実施 を表しての数かを行う。 (1) 事件がありを記しているがありを表している。 を表している。 を表している。 を表している。 を表している。 を表している。 に、のまれが対しにおいても、 に、のまれが対しにおいても、 のでは、事業が対しにおいても、 のでは、事業が対しにおいても、 のでは、事業が対しにおいても、 のでする。 (1) 事・自動に係る数計 を表がから、 (2) 事・自動に係る数計 を表がから、 (3) 事・自動に係る数計 を表がから、 (4) 事・自動に係る数計 を表がなる。 (5) 事・自動に係るがは、 を表がなる。 (5) 事・自動になる。 (6) 事・自動に係るが、 を表して、 (7) を表がなる。 (8) を展する。 (8) を展する。 (8) では、 (8) を表がなる。 (8) では、 (8) では	 2 編 目 版 	記載の適正化

補正	 前		備考
変更後 東文後 東大・排出経路に設置される隔離弁の電動弁については、常設 代替交流電源設備では可搬型化替交流電源設備からの結電により、中央制御室から操作が可能な設計とする。 可搬支室素供給装置は、可搬式室素供給装置用発電設備により結電できる設計とする。 格納容器フィルタベント系の流路として、設計基準対象施設 である原子炉格納容器及び配管質通術を重大事故等対 して使用することから、流路に係る機能について重大事故等対 起設備としての設計を行う。	1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	※単語 高度	記載の適正化

【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.2 非常用発電装置 1.2.2 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備】

【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.2 非常用発電装置 1.2.6 緊急時対策所用発電機】

補正前		補正後	備考
Was a control of the control of	度用温度,主要寸法,材料及び個数 変 更 後 急時対策所用燃料地下タンク 計 防止構造の地下タンク貯蔵所 5 以上 (45*2) 分 水頭 0	##正後 1	記載の適正化

【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.4 非常用電源設備の基本設計方針,適用基準及び適用規格】

	補正前		·····································		備考
S2 補 II R1	変更的 カスタービン発電機用経油タンタは、タービン建物及び原子が建 物がら離れた場所に設置することで、タービン建物が原のトディー セル燃料所被でのシディーゼル燃料所減タンクと共通要因によって同時に機 能を損なわないよう位置的分散を図る設計とする。 来急時対策所用発電機の多ンタのジャイーゼル燃料相能があ スクフローリを用いて燃料を組合を図る設計とする。 素急時対策所用発電機の多ンクローリへの軽油の補給 は、ホースを用いる設計とする。 機料補設機のタンクローリへの軽油の補給 は、ホースを用いる設計とする。 素急時対策所用機関のタンクローリへの軽油の補給 ディタンクをルイティーゼル燃料を送れンプ から離れた多いのよフィーゼル燃料を送れンプ から離れた場所に設置することで、ティーゼル燃料 能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 緊急時対策所用機対地下タンクのは、タービン建物近傍の ルディー セル燃料所載タンクルと推動近傍の ルディーゼ ル燃料所載タンクルら離れた場所に設置することで、Aディーゼ ル燃料所載タンクルと共通要因によって同時に機能を損なわないよ り、位置的分散を図る設計とする。	5. 設備の共用 非常用低圧母線のコントロールセンタについては,2号機非常用低圧母線のコントロールセンタと1号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを相互に接続し,重大事故等発生時において1号機及び2号		ル燃料貯蔵タンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。 5. 設備の共用 上岸線のコントロールセンタについては、2号機非常用低圧母線のコントロールセンタと1号機の非常用低圧母線のコントロールセンタと1号機の非常用低圧母線のコントロールセンタを1号機及び2号 ルセンタを相互に接続し、重大事故等発生時において1号機及び2号	記載の適正化
	8. 1–2–21		8. 1-2-21		

【その他発電用原子炉の附属施設 1. 非常用電源設備 1.4 非常用電源設備の基本設計方針,適用基準及び適用規格】

補正前		補正後	備考
変更前 機の非常用低圧母線のコントロールセンタ遮砂器の投入により、迅速 かつ女金に電影機通を可能とすること、相互機能がことにより安全性が向上する設計とすることで、相互機能がつことにより安全性が向上する記録とす。なお、これらの相互機能能については、各号機に製造している適断器を通常時、切状能にして物理的に分離することで、自動で投入されることなく、1号機の電気破解が2号機に 変数しないようにすることで要求される安全機能を満たすことができる設計とする。	99	変更術 (株の学学用低圧母級のコントロールセンタ連形部の投入により、迅速 かつ変もに電影像通を可能とすることで、相互総称することにより安全性が向上する設計とする。なお、これらの相互総解部については、各号機に設置している基準器を通常地、切り機能にての機能で発展している基準器を通常をできた。となって、当場の信息を構造を減たすことができる設計します。 事権に対していて、対策に関係を対策が 発電機接続プラブ艦、緊急時対策 所 低圧空機能、緊急的対策所 低圧分配 緊急時対策 所 低圧空機能、緊急的対策所 低圧容器	記載の適正化
8. 1-2-22		8. 1-2-22	

【その他発電用原子炉の附属施設 3. 補助ボイラー 3.15 補助ボイラーの基本設計方針,適用基準及び適用規格】

補正前			補正後		備考
変更後 用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備助する規則」並びにこれらの解釈による。 第1章 共通項目 補助ボイラの共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象(2.2 津波による損傷の防止を除く), 3. 水災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求(こよる破壊の防止, 5.4 耐圧試験等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件を除く。), 6. その他(6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。), 0. またの他(6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。), 0. またの他(6.3 安全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。), 0. またの性の表表を発力を使いでは、原子が高地段の基本設計方針にあば、原子が高地形の基本設計方針に加速を除く。)」の基本設計方針については、原子が高地形の基本設計方針に加速を除く。)」の基本設計方針については、原子が高地形の基本設計方針に対して基づく設計とする。	第2章 個別項目 1. 補助ボイラ 1.1 補助ボイラの機能 変更なし	S2 補 II R2	変更後 用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設 構の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術 基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。 第1章 共通項目 補助ボイラの共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象(2.2 津波 補助ボイラの共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象(2.2 津波 による損傷の防止を除く),3. 火災,4. 溢水等,5. 設備に対する要 求(5.2 材料及び構造等,5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,5.4 耐圧試験等,5.6 逆止め弁,5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件 を除く。),6. その他(6.3 安全避難通路等,6.4 放射性物質による汚 染の防止を除く。)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基 本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	第2章 個別項目 1. 補助ボイラ 1.1 補助ボイラの機能 変更なし	
3.15 補助ボイラーの基本設計方針,適用基準及び適用規格 (1) 基本設計方針 ※更前 用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実 用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」基立でにこれらの解釈による。 第1章 共通項目 補助ボイラの共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象 (2.2 津波 補助ボイラの共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象 (2.2 津波 による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料 に による損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料 に とう損傷の防止を除く), 3. 火災, 5. 設備に対する要求 (6.2 材料 に とも 遊止め弁, 5.7 内燃機関の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安 耐 全避難通路等, 6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計 方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」 染方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」 染 に基づく設計とする。	第2章 個別項目 1. 補助ボイラの機能 2.1 補助ボイラの機能 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として、液体廃棄物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く、主蒸気が使用できない場合のタービングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要なな場合のタービングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要な蒸気を供給する能力を有する補助ボイラ(「」、2号機共用」(以下	S2 補 3.15 補助ボイラーの基本設計方針,適用基準及び適用規格 (1) 基本部計方針	金中広日/7月 定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」,「実 原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」 れらの解釈による。 共通項目 イラの共通項目である「1. 地盤等,2. 自然現象(2.2 津波 傷の防止を除く),3. 火災,5. 設備に対する要求(5.2 排料 等,5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止,5.4 耐圧試験等, 2.め弁,5.7 内燃機関の設計条件を除く。),6. その他(6.3 安 路等,6.4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計 いては、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」 設計とする。	第2章 個別項目 1. 補助ボイラ 1.1 補助ボイラの機能 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件として、液体廃棄物処理系、タンクの保温用等並びに原子炉施設の起動及び停止時の主蒸気圧力が低く、主蒸気が使用できない場合のターピングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要ない場合のターピングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要ない場合のターピングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要ない場合のターピングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要ない場合のターピングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要ない場合のターピングランドのシール及び空気抽出器駆動に必要ない場合のターピングライラが開助ボイラ(「1, 2 号機共用」(以	記載の適正化

補正前		補正後	備考
数 本 本	99- п	4 年 8 年 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9 日 9	
股計及び工事の計画 該当事項 (イ) 静的地震力と認められる規格及び基準による許容限別 在を主適切と認められる規格及び基準による許容成力 度を計容限界とする。 (ロ) 基準地震動 S による地震力との組合せに対する 脂 許容限界 構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限 構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限 構造部材のうち、鉄筋コンクリート曲げについては、限 基準の限集とする。 標準部はのこっては限界セム筋のすみを 計容限界とする。 標準部材のラン・解化曲 F ー メント、 曲げ画 力及は許容な力度。面向セム筋については程界セム筋の対な は許容な力度。面向セム筋については野早ム筋のすみを 計容限界とする。 構造部材のうち、解析の曲げについては 降化曲 F モメント又は許容成力度。 せん筋については計 存む力度を許容限界とする。 たお、限界個間変形角、限界のずみ、強化曲 F ー メント、 、曲 所		総外版度工本の計画 該当事項 ・ 題外版度土木構造物 を含す意味 から から が る と と と と と と と と と と と と と と と と と と	記載の適正化
(f) 常設配度更許可申請書(添付書類A) 該当事項 (f) 常設配度更許可申請書(添付書類A) (当該設 (通加) (f) 計2 ((6) 常設商家更許可申請書(総付書類人) 該当事項 (7) 常設商業重要度分類が 8クラスのもの) が設置され 高が属する耐震重要度分類が 8クラスのもの) が設置され の重大事故等外位額の出子と許容限別 の (4) 許容限 (7) 第 別 に示す量外 (2) 第 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
設體変更許可申請書 (本文 (五号))		設體変更許可申請書 (本文 (五号))	
IN I-I-I-IA 映 7S		251 I-I-I-IV 辦 28	

補正前	補正後	備考
1	整合性 編 巻 	記載の適正化

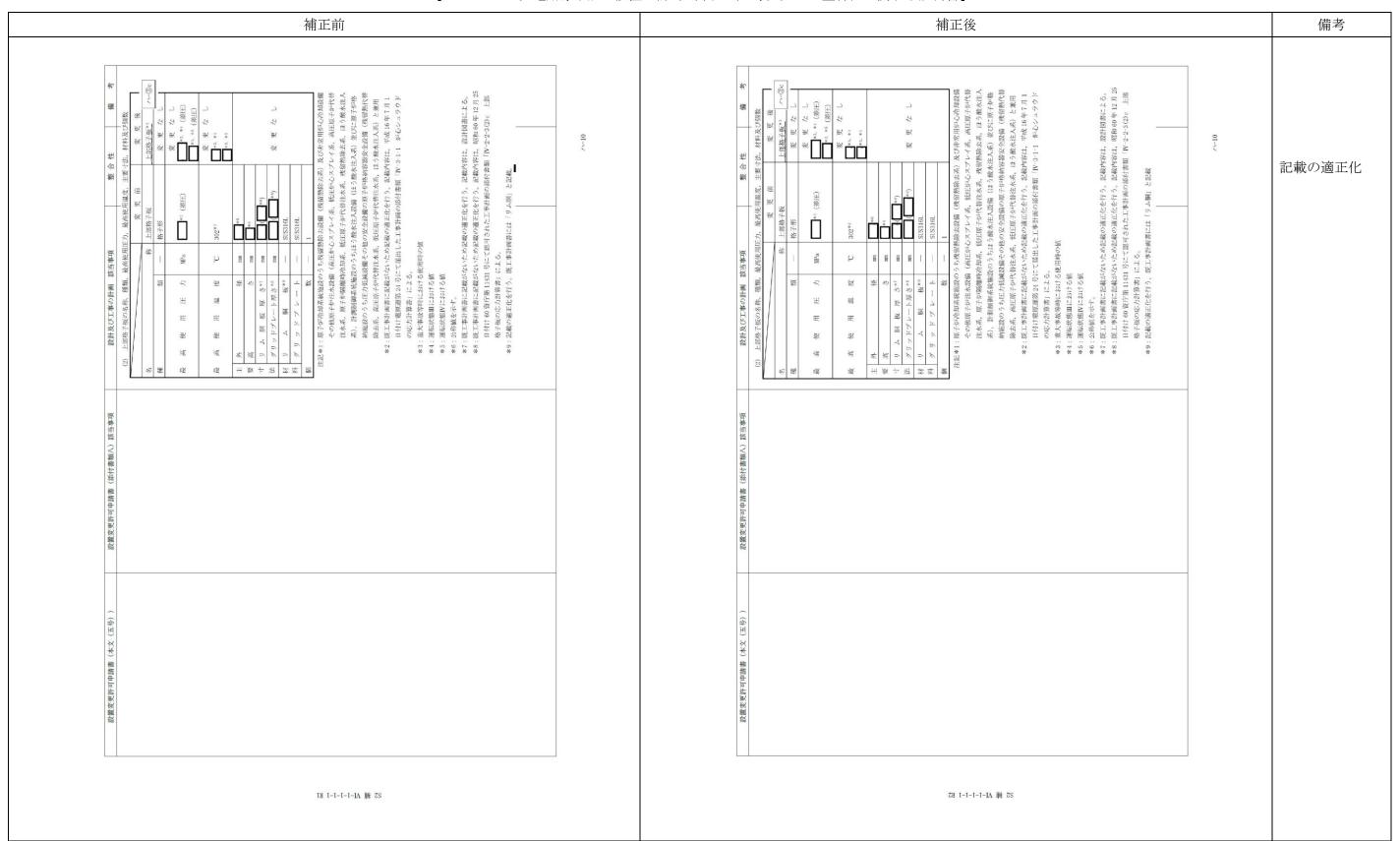
補正前		補正後	備考
RECORD RECORD	<u>З</u> да	RECORD IN CASE (C. 0.0) RECORD SECURITY CONTROL LONG RECORD SECURITY CONTROL RECORD SECURITY CONTROL LONG RECORD SECURITY CONTROL LONG S	記載の適正化

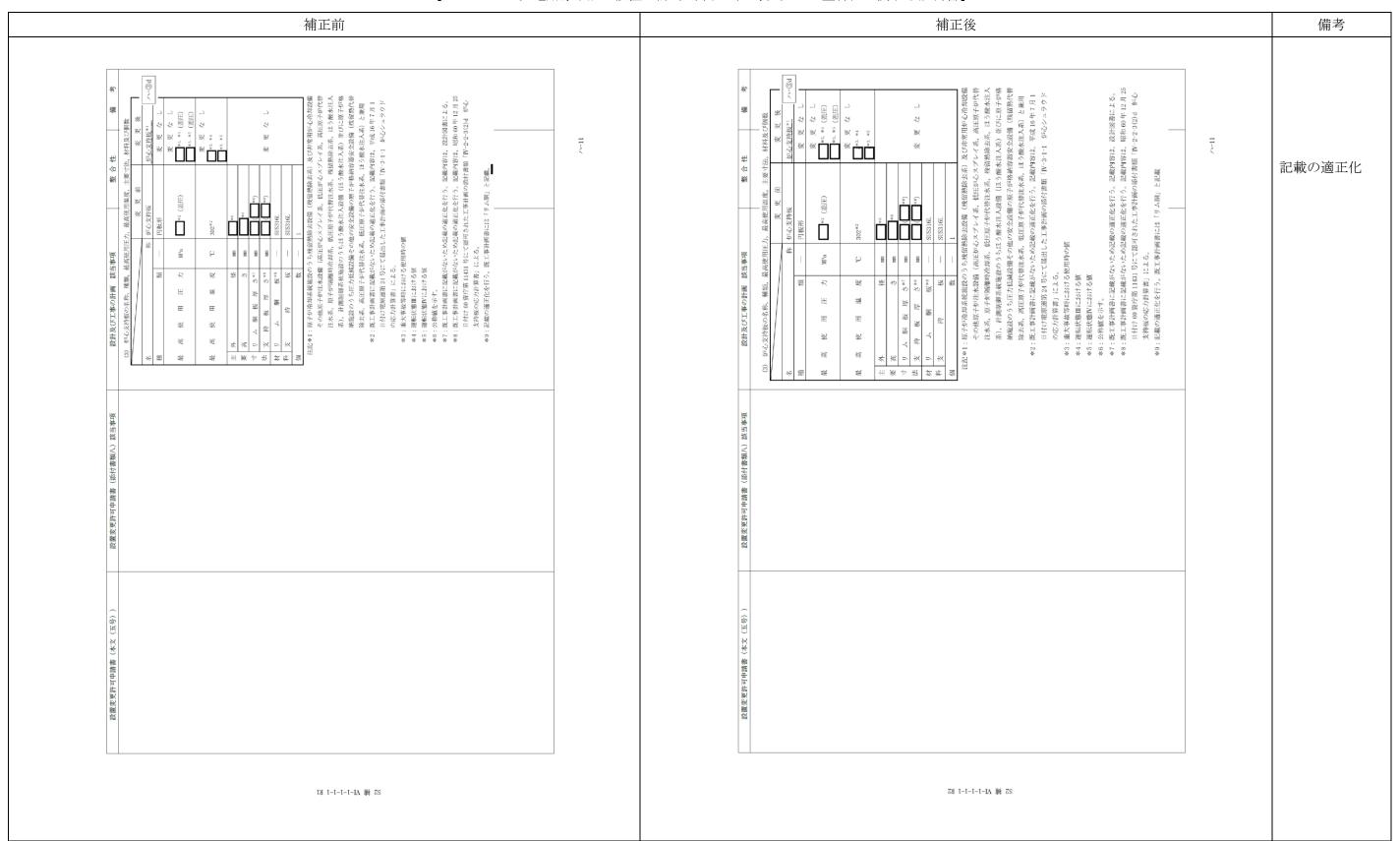
補正前	補正後	備考
		記載の適正化

補正前	補正後	備考
	The control of the	記載の適正化

補正前		補正後	備考
「議動ボイラー] (基本配計方針) (基本配計方針) (基本配計方針) (基本配計方針) (基本配計方針) (基本配計方針) (基本配計方針) (基本配計方針) (国本の制度	股體変更許可申請書(本文 (五号)) の [三 (3)(1)b, (3)-(5) は 設 計及び工事の計画では、 これらを具体的に設置 変更計可申請券 (本文 (五号)) 「二 技統特物質の取扱施設及び貯蔵 解の取扱施設及び貯蔵 解説の構造及び貯蔵 施設の構造及び貯蔵	「	記載の適正化
設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項	度 1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針 至電用原子質量度は、重大事故に至るお老力がある事故 発電用度子質量度は、重大事故に至るお老力がある事故 2. 強先もに場合において、野心、農村アール内の際科体等 2. 及び運転停止中における原子炉の燃料体の第した損傷を と、防止するために、また、重大事故が発生した場合において と、防止するために、また、重大事故が発生した場合において	設置変更許可申請書 (添付書類A) 該当事項 中略> 安全設計 10 発電用原子が設置変更許可申請に係る安全設計 10 発電用原子が設置変更許可申請に係る安全設計 10 1 発電用原子が設置変更許可申請に係る安全設計 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
設置変更許可申請書 (本文 (五号)) <u>発電用原子炉施設には、</u> [P (3) (「i) a. (ae) -① 2ーピン、 選出用子炉施設には、 [P (3) (i) a. (ae) -① 2ーピン、 変換がある [P (3) (i) a. (ae) -② 所わポイラを設置する る。所わポイラ (1号及び2号炉共用。既設)は、発電用 原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。	b. 重大事故等対処施設(発電用原子が施設への人の不法 な侵入等の防止,中央制御室,監視測定設備,緊急時対策 所及び通信連絡を行うために必要な設備は, a. 設計基準 対象施設に記載。 (a) 重大事故等の並大の防止等 一口(3)(i)b. (a)一〇)発電用原子が施設は,重大事故に至 一口(3)(i)b. (a)一〇)発電度に上線合は25. 原立,整料 乙二ル2内の燃料体等及び減極度止口原子が内の燃料体の 著しい損傷全防止するために必要な境體を謀じる設計と 著しい損傷全防止するために必要な境體を謀じる設計と		
TM I-I-I-IA 映 でS		S2 排 VI-1-1-1-1 形 S2	

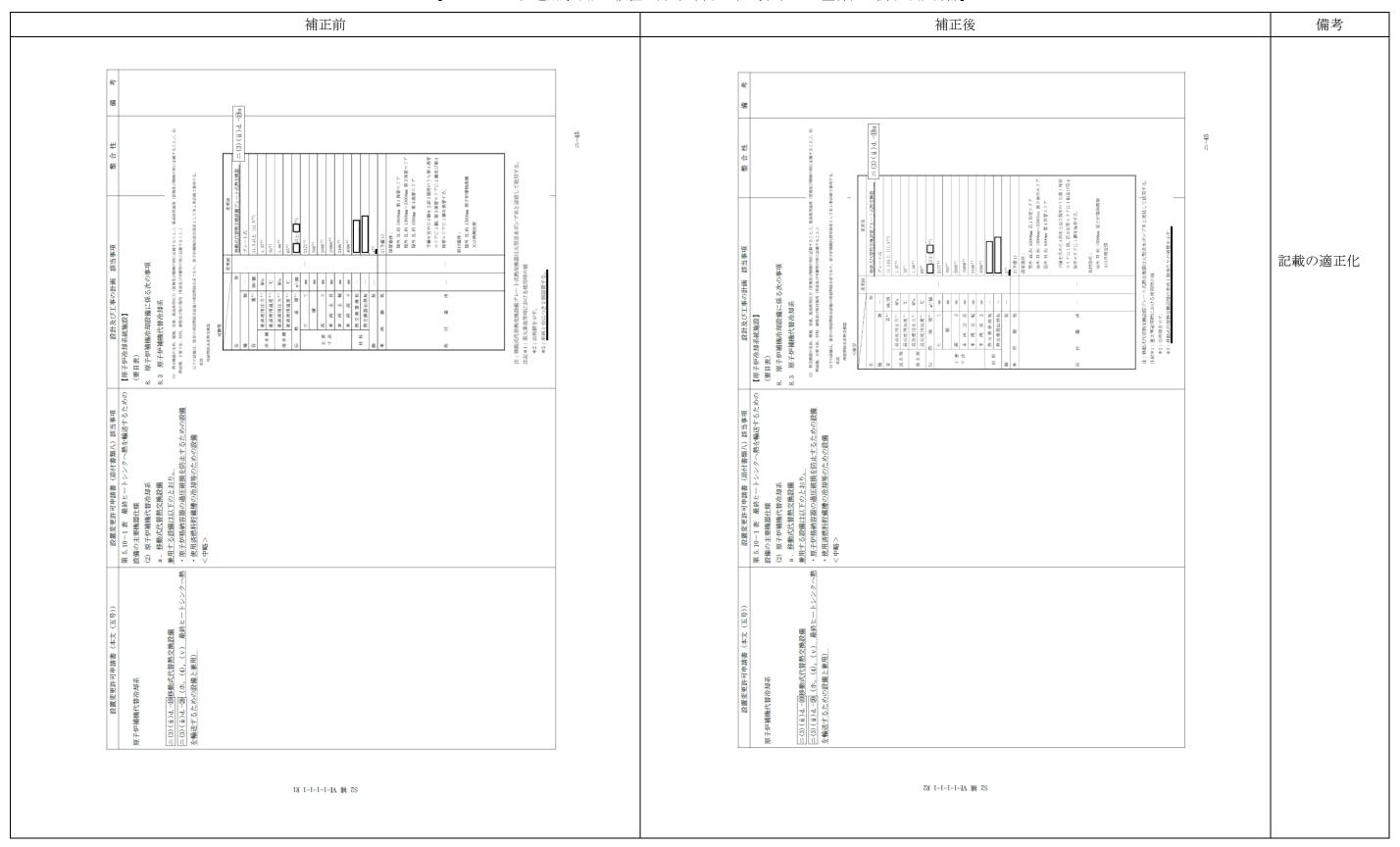
補正前	補正後	備考
The Company of th	1. A	(

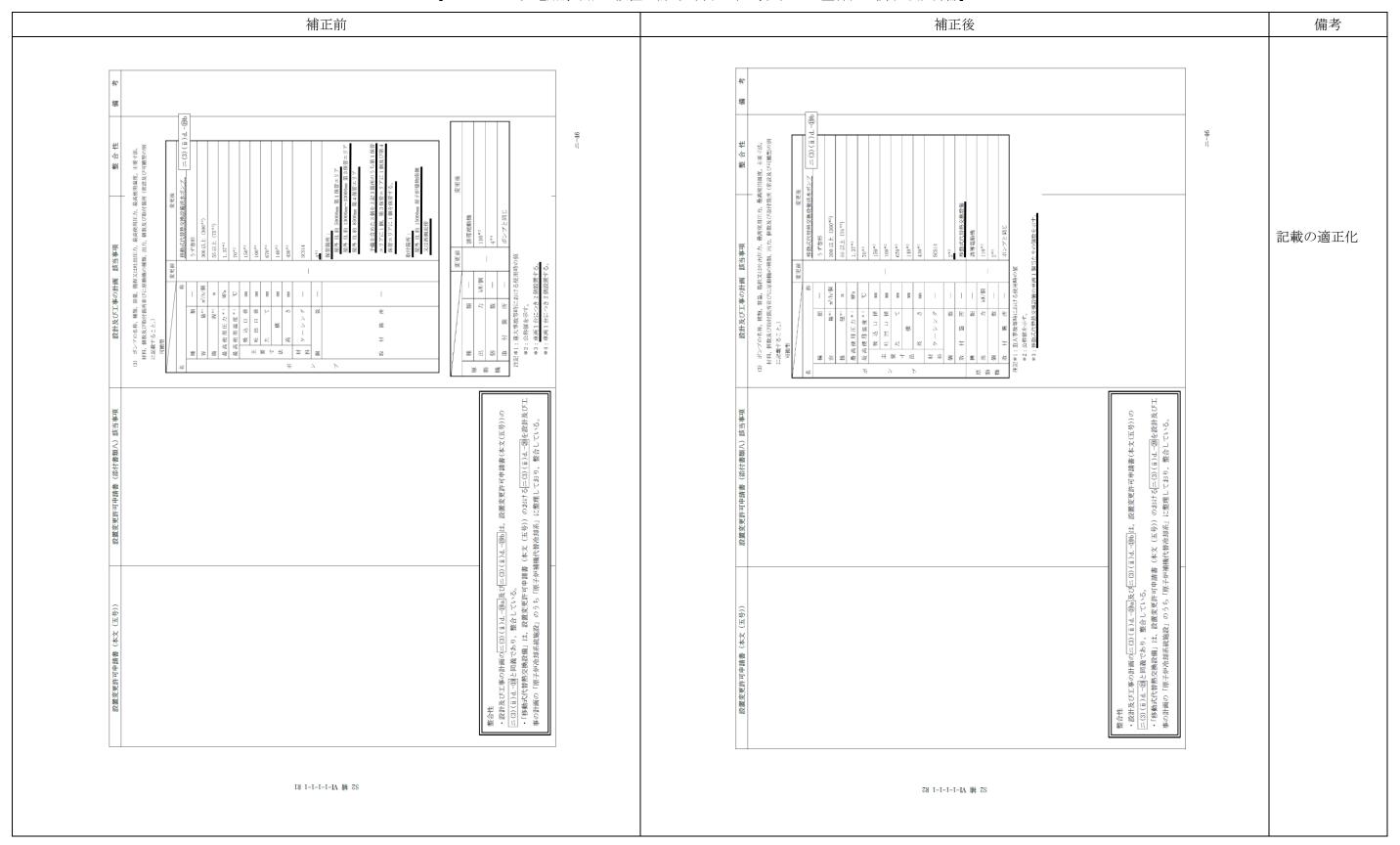




Column C		補正後	備考
IN I-I-I-I-IV # SS	20	Continue (Cat (Cat))	
	IA I-I-I-I-I 辦 S2	SR 1-1-1-1 IR 数 SS	

·····································	補正後		備考
1	### (PARTIFICATION PARTIFICATION PARTIFI	(株式をおびませる。) (株式をおびませ	己載の適正化

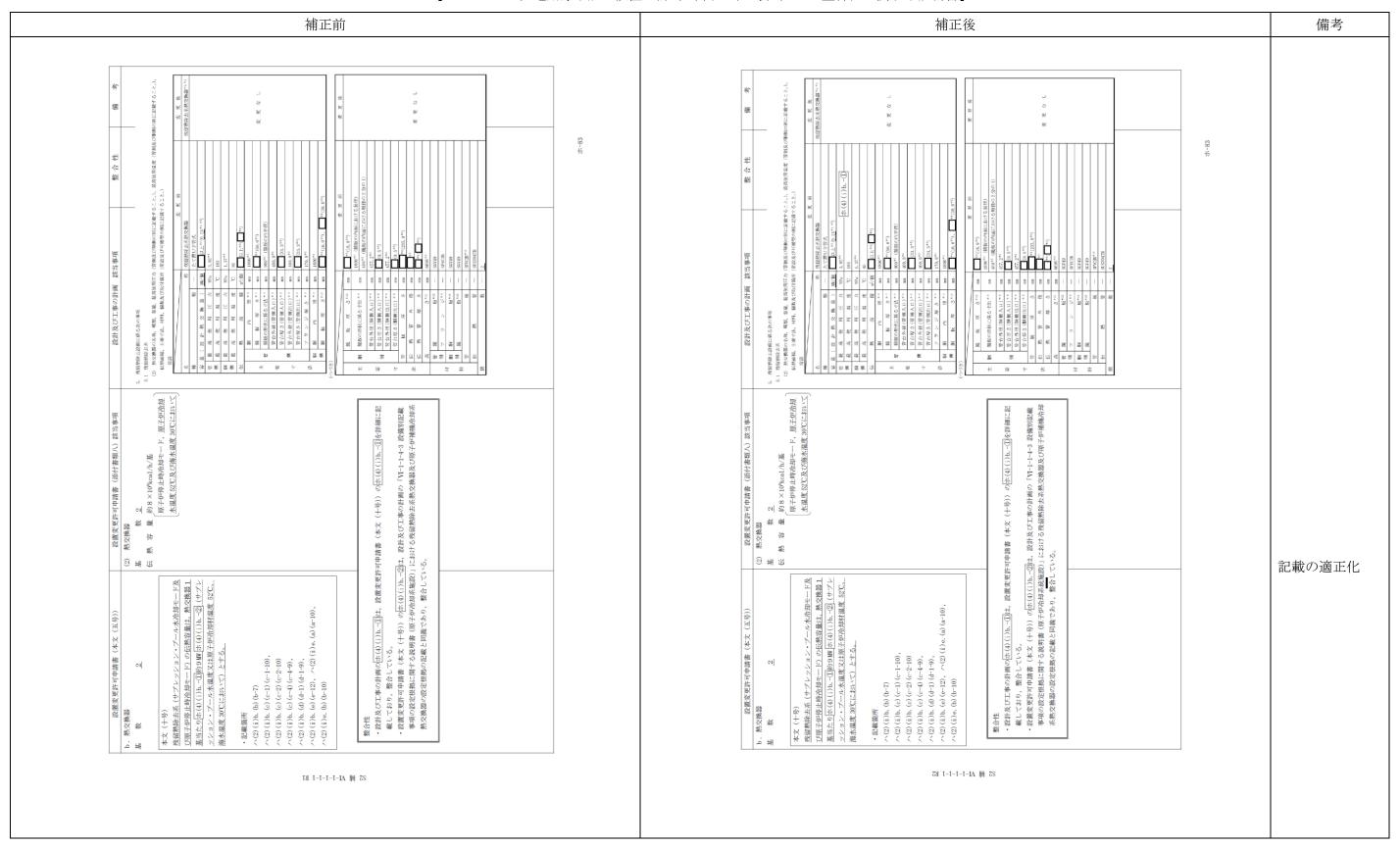


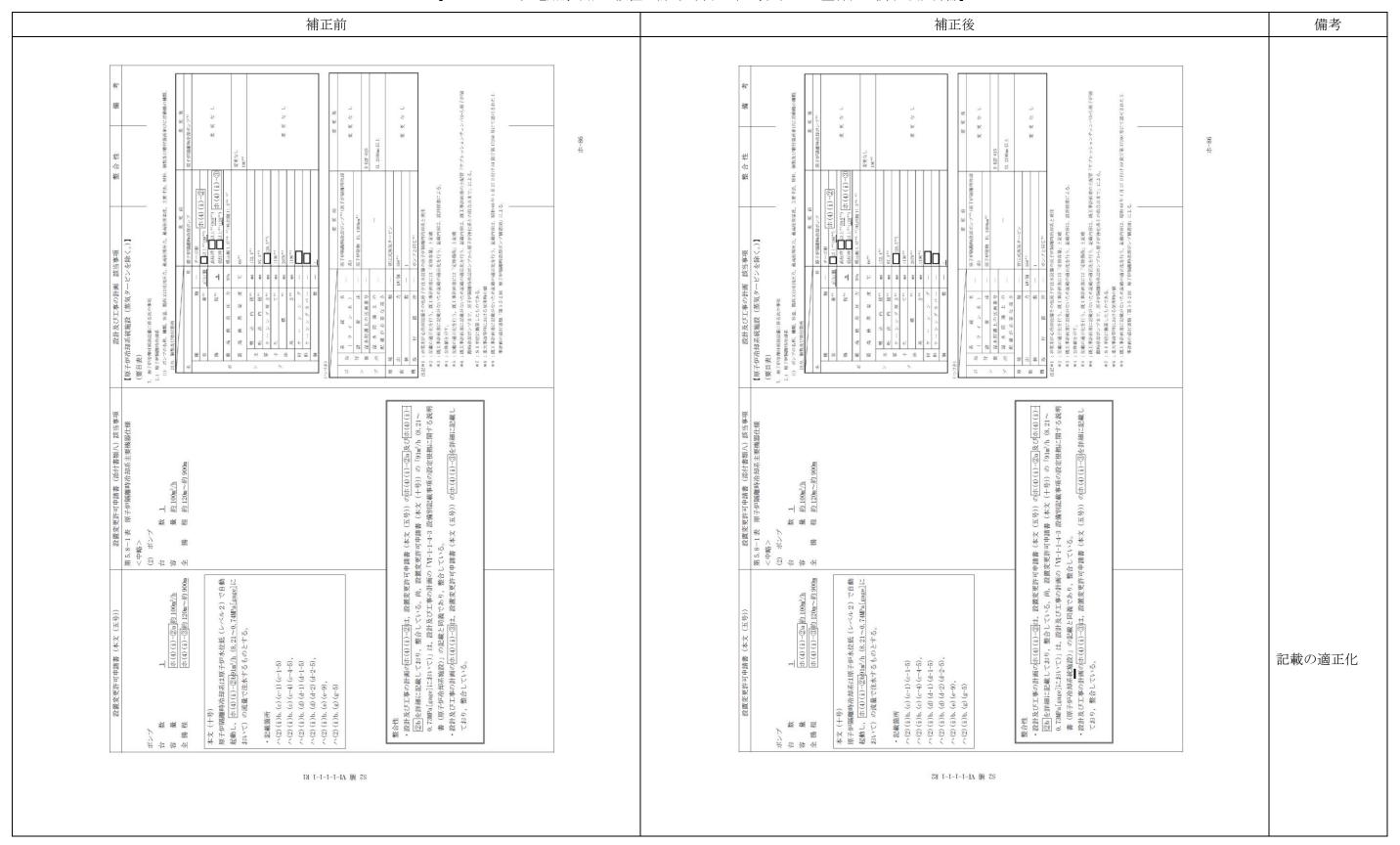


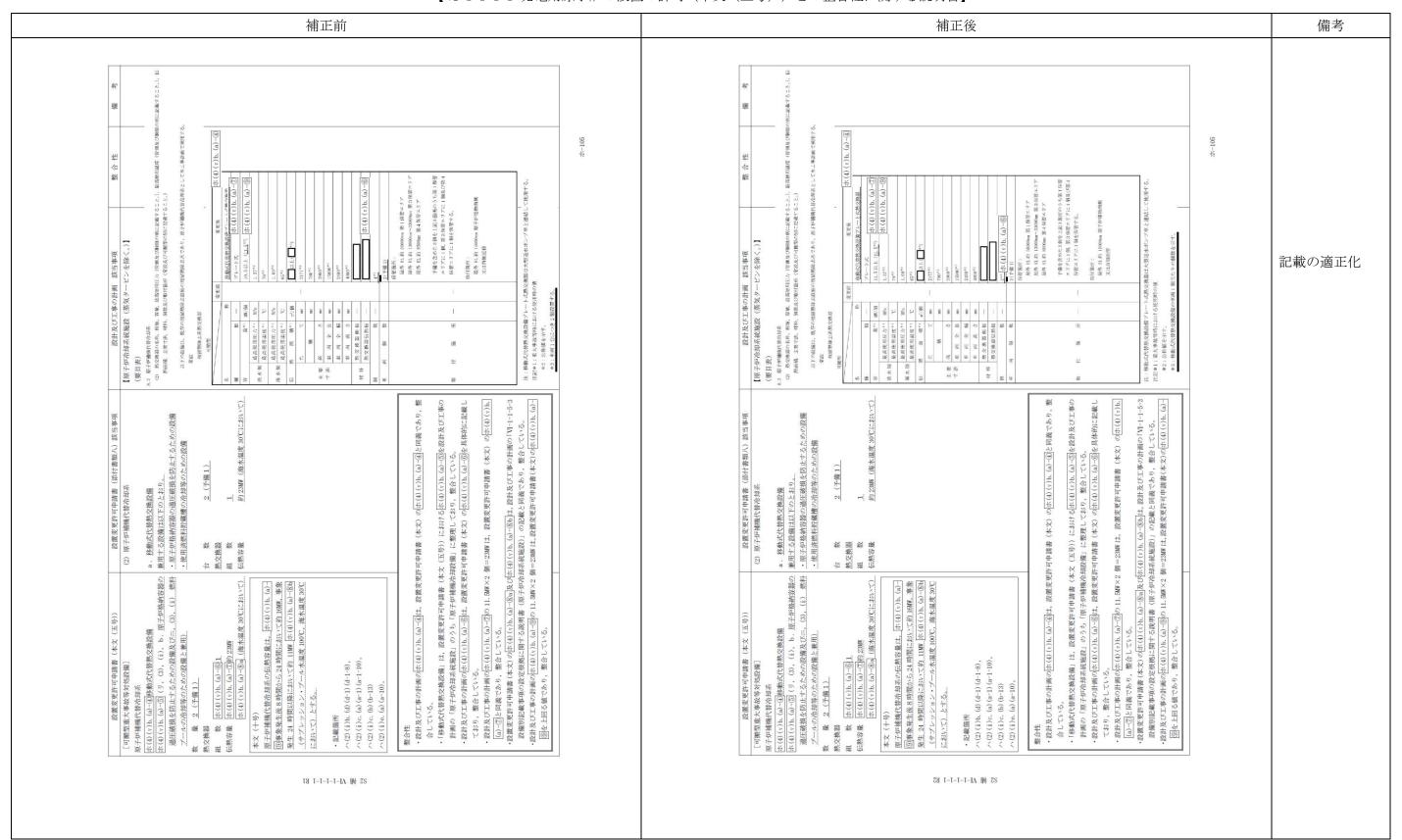
補正前	補正後	備考
及上でも、	(2) 24-80 (2) 24-80	記載の適正化
設置変更許可申請書 (本文 (王号))	設置変更許可申請書 (本文 (五号))	
IN I-I-I-IV M S2	28 I-I-I-I-W M 28	記載の適正化 (次頁への記載 内容繰り下がり)

補正前	補正後	備考
(1)	### 1	間考の適正化
# # # # # # # # # # # # # #	会 M 1-1-1-1-1V 前 2S	

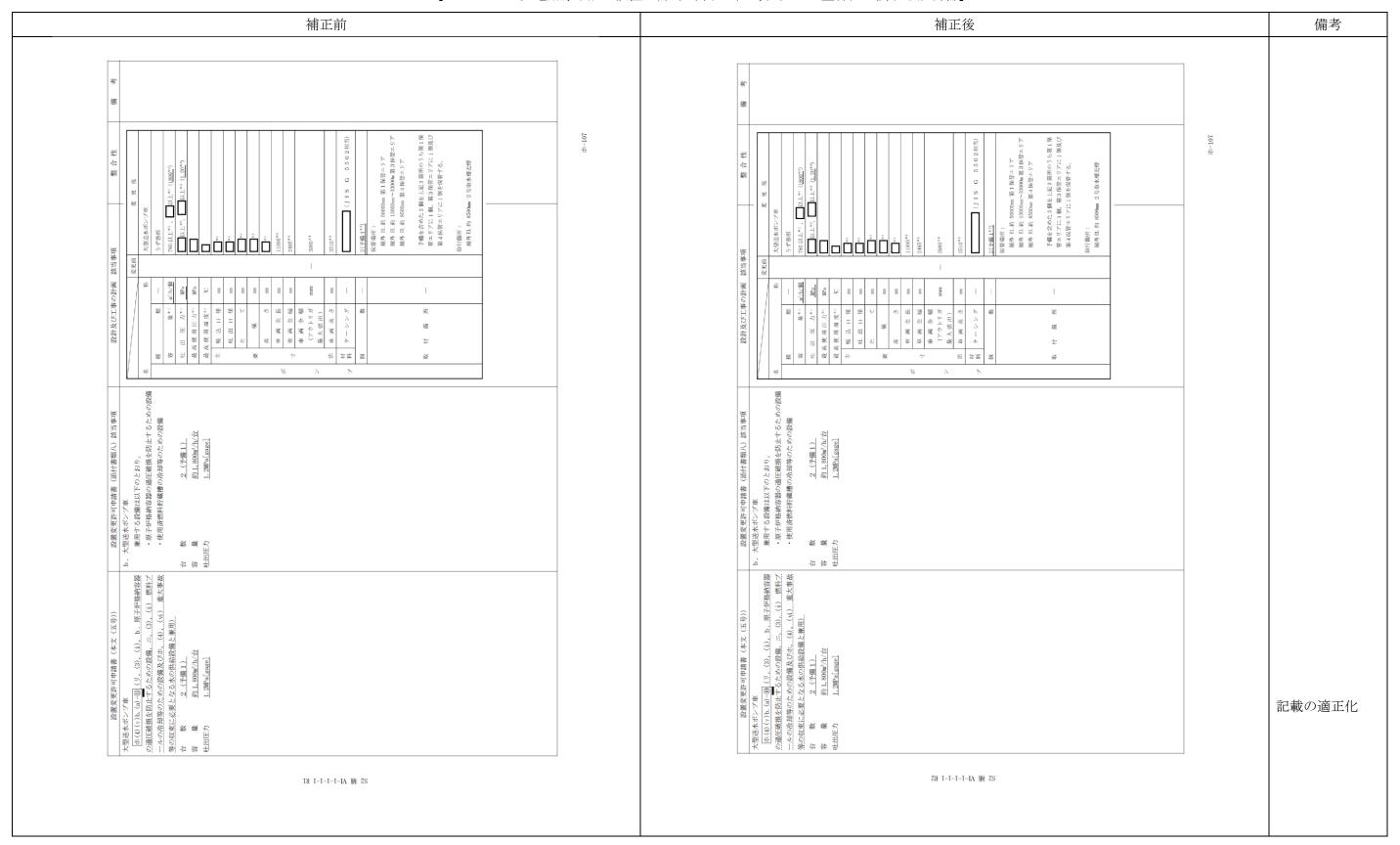
補正前	補正後	備考
1.	Control Cont	記載の適正化







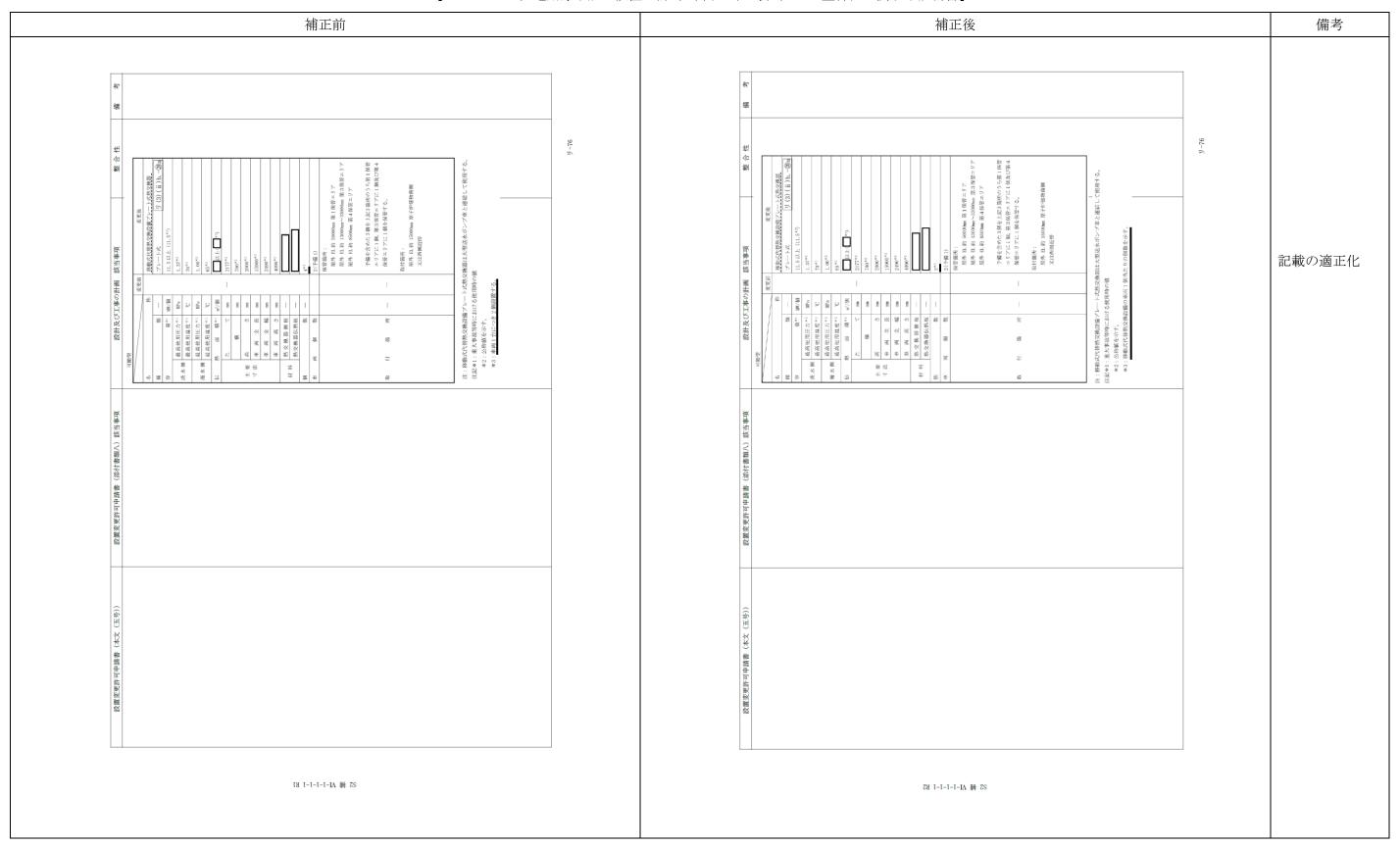
補正前	補正後	備考
(2) お子グの方面、 (2011年 2012年 2013年 201	(3) (1-7-70-8年、報告、報告、日本の大学を担当の (2) (1-7-70-8年、報告、報告、日本の大学を担当の (2) (1-7-70-8年、報告、日本の大学を) (1-7-70-8年 (1-7-71-8年) (1-7-71-84) (記載の適正化記載の適正化
接動文化特別交換股備淡水ボンブ 台 数 <u>2.2</u> 容 量 <u>約300m²/h/台</u> 全 揚 程 <u>約75m</u>	設置変更許可申請書 (添付書類ハ) 該当事項 接動交換影備淡水ボンブ 会 数	
<u>設置変更許可申請書(本文(五号)</u> <u>台 数 </u>	数値変更許可申請者 (本文 (五号)) 接動式化替熱交換影備後水ボンブ 合 数 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	記載の適正化
IA I-I-I-IV 辦 28	ZN I-I-I-IA 脾 ZS	

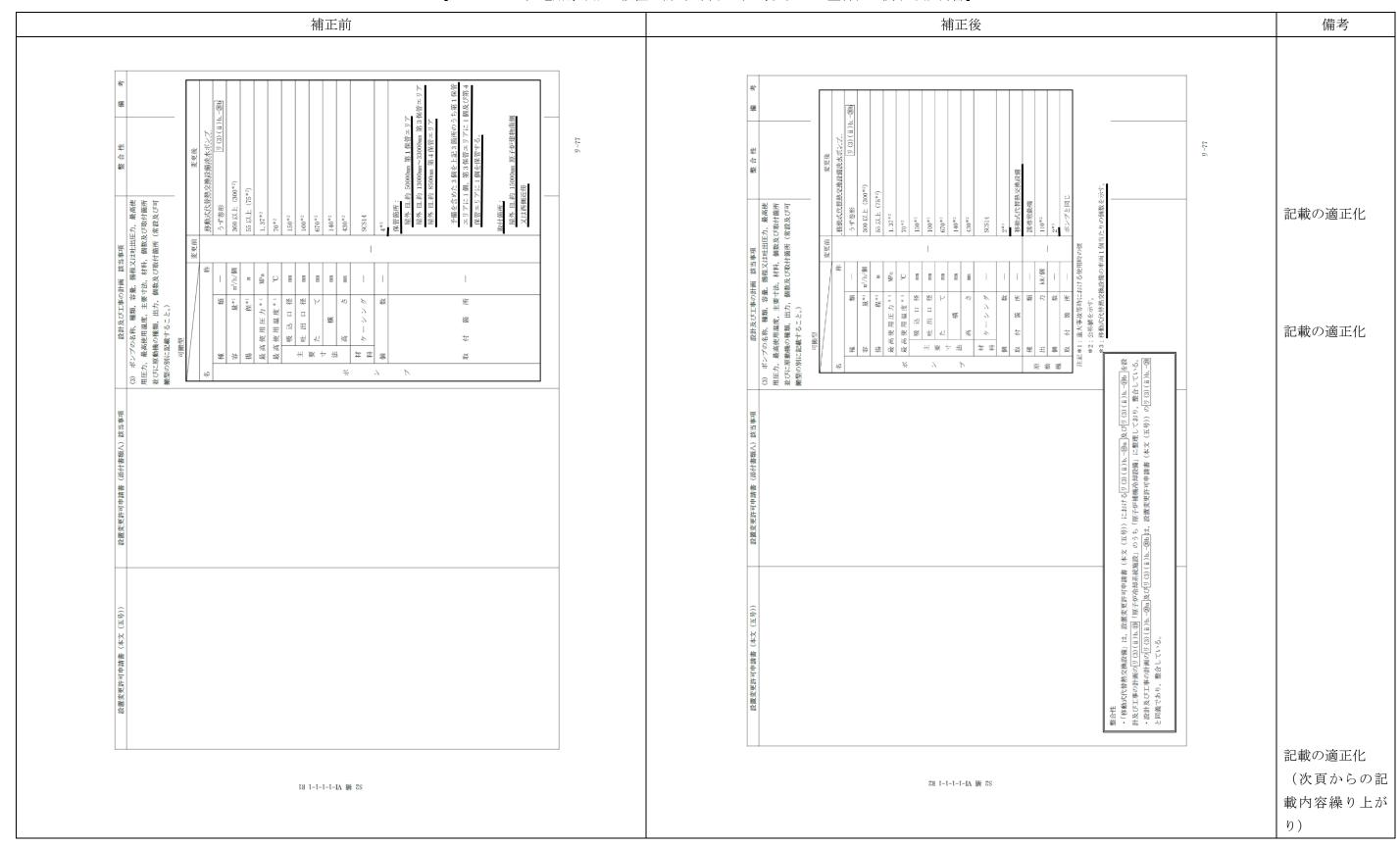


補正前		補正後		備考
1995年 (14.4 (1.6.1) 1996年 (14.4 (1.6.1	Δt~108	(200 (2011年の)) (2018年度中中中日日 164 日日日 164 日日日日 164 日日日 164 日日日日日日 164 日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	31-108	記載の適正化

補正前		備考
19	19	記載の適正化
IN I-I-I-IV 肿 SS	22 M VI-I-I-I R2	記載の適正化 (次頁からの記 載内容繰り上が り)

補正前	補正後	備考
本の計画 該当事項	度計及び工事の計画 該当事項 <u>東台 在</u> 期 9 中 1 中 1 中 1 中 1 中 1 中 1 中 1 中 1 中 1 中	備考 補正後は前頁参 照 記載の適正化
設置変更許可申請書(添付書類A) 該当事項 (((((((((((((((((((
設置変更許可申請書 (本文(五号)) 主要設備については、「ホ.原子垣拾超系統施設の構造及 び設備。(4)、その他の主要な事項。(1)、残留教除差系。 に配述する。	設置変更許可申請書 (本文(五号)) 主要監備については。「ホ、原子控合規系統施設の構造及 び設備。(4) その他の主要な事項。(1) 残留熱除主系。 に記述する。	
IR I-I-I-I-IV 腓 SS	SS # AI-1-1-1 HS	





補正前	補正後	備考
		補正後は前頁参
整合性 編 考 変更後 た(ではの、前の・個を受 にており、整合している。 五号)) の(り(3)(前)も一個 1)-78	本 中 本 中 本 中 本 中 本 中 本 中 本 中 本 中 本 中 本 中	照
「		記載の適正化
設置変更許可申請書 (添付書類ハ) 該当事項 整合性 「移動式代替熱交換設備」は 計及び工事の計画の月(3)(前)(前) ・設計及び工事の計画の月(3)(前) ・設計及び工事の計画の月(3)(前) ・設計及び工事の計画の月(3)(前) ・ 記載を 第・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3・3		
設置変更許可申請書 (本文 (五号)) 大型送水ポンブ車 19(3)(百)6	設置変更許可申請書 (本文 (五号)) <u>大型途水ポンプ単</u> <u>19 (3) (国) b </u>	
18 1-1-1-1V 酬 SS	28 I-I-I-I-I 辦 28	

補正前	補正後	備考
 (3)(国)(国 (3)(国)(国)(国)(国)(国)(国)(国)(国)(国)(国)(国)(国)(国)		
総計及び工事の計画 該当事項 (基本総計方針) (2.9 機別項目 補助ポイラー] (2.0.1(11)-20.1)機能能 (2.0.1(11)-20.1)機能能 (2.0.2.2、2.0.2の発展用発性よした。液体解棄物 (3.4.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.		記載の適立
 設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 10. その地発電用原子炉の解構施数 10.15 所付ボイラ (19年及び2号が共用, 既設) 10.15 所付ボイラ (19年及び2号が共用, 既設) 10.15.1 概要 20.15.1 概要 20.15.2 設計方針 20.15.2 設計方針 20.15.2 設計方針 20.15.2 設計方針 20.15.3 設計方針 20.16.4 流体確準物処理系の濃縮器, 排力ス子熱 は需要動用にも使用するほか, 建物の競房用にも使用す 国 る。 30.16.15.2 設計方針 30.16.15.3 主要設備 31.0.15.3 主要設備 32.5.4.5 32.5.4.4.5 34.3.5.4.4.6 35.6.4.5 36.4.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6.6	設置変更許可申請書 (条付書類ハ) 該当事項 10. その他発電用原子がの附属施設 10.15 所内ボイラ (19年及び2号/44年用, 既設) 10.15 研内ボイラ (19年及び2号/44年用, 既設) 10.15	
(面) 区(3)(面)-①所的ボイラ (五号)) 区(3)(面)-②所的ボイラ (五) (四) ②所的ボイラ (五)(四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四) (四)	設置変更許可申請書 (本文 (五号)) (面) 区(3) (面) -①所的ボイス (面) 区(3) (面) -②発電所の運転に必要な最、圧力の蒸気変換 総立きる系機構成とする。区(3) (面) -③所的ボイス (1.5 及びを発生用、振能)の側が向によいても、発電用原子 が変数の安全性に影響を与えない。設計とする。	
IR I-I-I-I-IV 辦 SS	S2 細 VI-1-1-1-1 R2	

	補正後	備考
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	((() (() (() (() () (() () (() () (() ()	記載の適正化
設置変更許可申請書 (本文 (五号)) 3. 基 数 1 b. 幹 量 区(3) ((面)b-①約2,000m.	a. 基 数 <u>1</u> b. 容 量 区(3)(河) (河) (河) (河) (河) (河) (河) (河) (河) (河)	
SS 拥 VI-1-1-1-1 RI	28 I-I-I-I-IV 酬 28	

補正前	補正後	備考
作	(4) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	記載の適正化
S2 神 VI-I-I-I RI	2月 I-I-I-IV 跡 2S	

【VI-1-1-2 人が常時勤務し、又は頻繁に出入する原子力発電所内の場所における線量に関する説明書】

	補正前	補正後	備考
	1. 概要 1 2. 場所の区分 1 2.1 管理区域 1 3. 遮蔽設計上の基準線量率 1 4. 被ばく線量の管理方針 2	日 次 1. 概要 2. 場所の区分 2.1 管理区域 3. 遮蔽設計上の設計基準線量率 4. 被ばく線量の管理方針	1 1 記載の適正化
S2 楠 VI-1-1-2 R1		S2 補 VI-1-1-2 R2	